

独立行政法人農林漁業信用基金の  
中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会

## 業務実績の総合評価

総合評価：A

### 1 評価に至った理由

#### (1) 評価の方法

農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から提出された業務実績報告書等について聴取を行う等により、評価基準に基づき評価を行った。

#### (2) 評価実施の過程

評価の実施に当たっては、各事業年度における小項目の評価結果を踏まえ、評価基準に基づき中項目の評価を行った。その結果、27項目中、「A」評価は22項目、「B」評価は3項目、実施に至らなかったことにより評価対象外となったのは2項目となり、全体としては総じて高い評価となった。

大項目の評価は、中項目の評価結果を集計、評価した結果、8項目中、「A」評価とした項目は5項目、計画未達のため「B」評価とした項目は2項目、実施に至らなかったことにより評価対象外となった項目は1項目となった。

#### (3) 総合評価結果

(1)の手法により、中項目の評価結果を集計しつつ特殊事情等の留意事項を勘案して評価した結果、中期計画は順調に実施されたと判断し、総合評価は「A」評価とした。

### 2 業務運営に対する主な意見等

#### 〔1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置〕

中期計画の中項目である「1 事業の効率化」、「2 業務運営体制の効率化」、「3 経費支出の抑制」、「4 人件費の抑制」、「5 内部監査の充実」、「6 内部統制機能の強化」、「7 評価・分析の実施」、「8 情報システムの整備」及び「9 調達方式の適正化」について、評価基準に基づき評価を行った結果、全ての中項目において「A」評価となったことから、大項目の評価は「A」評価とする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、「S」評価とする項目はなかった。

事業の効率化について、20年度は林業信用保証業務及び漁業信用保険業務における景気低迷を要因とした保険金・代位弁済金の支払増加により事業費の削減目標が未達となったものの、24年度末では、東日本大震災による影響を含めても対19年度比 35.3%と、中期計画に定める 5%以上の目標が達成されている。また、低利預託原資貸付業務等は「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、事業を廃止・縮小するとともに、不要となった当該事業に係る政府出資金等については、23年度に国庫納付されており、十分な取組が行われている。

業務運営体制の効率化について、人材育成の観点から農林漁業に特化した保証保険機関の役割を最大限発揮するための研修や勘定間の人事異動の一層の取組に期待するものの、20年度に経理部門の合理化（経理第一課と経理第二課を統合し、経理業務課を設置）、23年度に災害補償関係部署の合理化（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の体制を2室1部3課から1部2課に再編）等が実施され、業務運営体制の効率化に取り組まれている。

経費支出の抑制について、20年度に支出点検プロジェクトチームを設置し、毎年度、取組目標の検討・設定が行われている。「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）等を踏まえ、公益法人等に対する支出の点検・見直しが24年度から実施されるなど、経費縮減に取り組まれている。これらの取組により、中期目標期間の最終年度である24年度の一般管理費は、東日本大震災による影響を除くと、平成19年度比 43.1%と、中期計画に定める 15%以上を達成しており、十分な取組が実施されている。

人件費の抑制について、国家公務員の地域手当に相当する特別都市手当の抑制、管理職割合の4割から3割（25年4月）への引き下げ等により、18年度以降5年間で人件費を 5%以上とする中期計画に対し、24年度の人件費は17年度決算額に対し 27.3%となっている。また、18年度のラスパイレズ指数（地域別・学歴別）104.6を100まで低下させる中期計画に対し、21年度以降100を下回り、24年度は96.0となっており、十分な取組が実施されている。

内部監査の充実について、20年1月に新設された監理室において、毎年度、内部監査に関する基本方針、重点事項等を内容とする内部監査年度計画及び実施計画を策定の上、内部監査が実施されている。また、監査対象業務ごとに具体的な監査事項、着眼点等を整理したチェックリストを整備し、毎年度、リストの検討・見直しや内部監査における指摘事項のフォローアップ、監査

能力向上のための研修等により内部監査の質の向上に取り組まれている。

内部統制機能の強化及び評価・分析の実施について、目標管理の導入による人事評価制度は24年度からの導入となったものの、コンプライアンスの推進については、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・マニュアルの作成（20年9月）、毎年度のコンプライアンス計画の策定、コンプライアンスに関するQ & A集の作成（22年2月）等の取組が実施されている。また、20年11月に事業評価分析実施要領を制定し、3回/年の事業評価分析を行い、理事長等が参加する役員懇談会において評価分析の結果、今後の対応方針等について、意見交換し、最終的には理事長が決定する仕組みを導入しており、引き続き、業務運営の適正化に努められたい。

情報システムの整備及び調達方式の適正化について、情報システムの見直しを含む契約に当たっては、調達における透明性・競争性の確保を図る観点から、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（21年11月17日閣議決定）に基づき、「随意契約等見直し計画」を策定（22年4月公表）の上、競争性のない随意契約は22年度において、全て一般競争入札等へ移行されている。また、監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会を設置（23年2月）し、競争性の確保の点検をする等の取組が実施されており、引き続き、調達の透明性等の確保に努められたい。

〔2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置〕

中期計画の中項目である、「1 事務処理の迅速化」、「2 情報の提供・開示」、「3 意見の収集」については、評価基準に基づき評価を行った結果、全ての中項目について「A」評価となったことから、大項目の評価は「A」評価とする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びそのほかの要因を分析した結果、「S」評価とする項目はなかった。

事務処理の迅速化について、標準処理期間内での事務処理を8割以上とする計画は達成され、基金協会との保険引受に係る事前協議等を通じた情報の共有についても着実に実施されている。

情報の提供・開示及び意見の収集について、ホームページのアクセスの多い項目を分析し、当該情報はトップページに掲載するほか、公表資料の一部はPDF形式に加えExcel形式でも公表する等により、情報の利用者の利便性の向上に取り組まれている。また、利用者に対するアンケート等の実施により、改善要望等の把握に努め、業務運営への反映に取り組まれている。

〔3 財務内容の改善に関する事項〕

中期計画の中項目である「1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定」、「2 引受審査の厳格化等」、「3 モラルハザード対策」、「4 求償権の管理・回収の強化等」、「5 代位弁済率・事故率の低減」、「6 基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収」、「7 資産の有効活用」について、評価基準に基づき評価を行った結果、「求償権の管理・回収の強化等」及び「代位弁済率・事故率の低減」は「B」評価となり、その他の項目は「A」評価となったことから、大項目の評価は「B」評価とする。

適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定について、農業信用保険業務及び漁業信用保険業務は20年度に、林業信用保証業務は19年度に保険料・保証料の見直しを実施しており、見直し後も毎年度、料率算定委員会を開催し、保険料・保証料の水準の点検が実施されている。

引受審査の厳格化等について、農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前審査を着実に実施している。また、林業信用保証業務においては、複数年の財務諸表の徴求等により、財務状況を的確に把握した上での保証審査に取り組まれている。

モラルハザード対策について、農業信用保険業務においては負債整理関係資金について、漁業信用保険業務においては経営安定資金について、部分保証を導入するとともに、21年3月に設置した「農業信用保険業務あり方検討会」及び「漁業信用保険業務あり方検討会」において、モラルハザード防止対策の効果等の検討を毎年度実施している。また、林業信用保証業務においては100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高い資金に限定し、「保証料率算定委員会」において措置後の執行状況の点検が、毎年度行われている。

求償権の管理・回収の強化等について、基金協会との個別協議の実施や林業信用保証業務におけるサービスの活用等により回収実績向上に取り組んでいるものの、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務においては、目標未達となり、農林漁の全体でも99.8%とわずかながら目標未達

となっていることから、回収強化に取り組まれない。

代位弁済率・事故率の低減及び基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収について、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務においては、計画が達成されたものの、農業信用保険業務では、24年度に畜産関係資金に係る保険金支払いの大幅な増加を要因に事故率は0.18%となり、中期計画に定める0.12%を上回り、計画未達となったことから、引き続き、基金協会等と連携した期中管理の取組により事故率低減に取り組まれない。なお、貸付金については期日どおり全額回収されている。

資産の有効活用について、他法人との宿舍の共同利用については、取組が行われているが、宿舍の廃止計画の策定等を第3期中期計画に定められたことから、その実行を期待する。

〔4 予算（人件費の見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画〕

第2期中期計画期間の最終年度（24年度）の事業費（保険金・代位弁済費等）及び一般管理費（人件費、公租公課等を除く）の合計額は9,297百万円と第1期中期計画期間の最終年度（19年度）の12,986百万円に対し、71.6%に減少となったものの、20年度の林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定における景気低迷を要因とした保険金・代位弁済費の増加、21年度の農業災害補償関係業務における保有有価証券の減損処理、23年度の林業信用保証業務及び農業・漁業災害補償関係業務における当期損失の計上となったことから、大項目の評価は「B」評価とする。

〔5 長期借入金〕

長期借入金の借入金利について、一般競争入札行っていたが、23年度からは借入金額も入札対象とした「コンベンショナル方式」の導入により、極力有利な条件での借入が行われていると評価できる。したがって、大項目の評価は「A」評価とする。

〔6 短期借入金の限度額〕

農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における短期借入は、いずれも中期計画に定める限度額の範囲内であったことから、大項目の評価は「A」評価とする。

〔7 剰余金の使途〕

各年度とも中期計画に定めた使途の目的積立金を積み立てなかったため、評価の対象外とした。

〔8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項〕

中期計画の中項目である、「1 人員に関する指標」、「2 人材の確保及び養成」、「3 積立金の処分に関する事項」については、評価基準に基づき評価を行った結果、いずれの中項目についても「A」評価となったことから、大項目の評価は「A」評価とする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びそのほかの要因を分析した結果、「S」評価とする項目はなかった。

人員に関する指標並びに人材の確保及び養成について、20年度期首123名から24年度末113名へ10名削減。また、金融機関からの中途採用（中期目標期間中3名）、再雇用制度により豊富なキャリアを持つ人材の活用（中期目標期間中6名）、各種研修の実施による職員の能力向上等に取り組まれている。

積立金の処分に関する事項について、前中期目標期間繰越積立金を林業信用保証勘定及び漁業災害補償関係勘定は当期損失の処理の補填に充て、農業災害補償関係勘定においては、23年度に当該積立金19億76百万円を国庫納付されている。

評価項目（大項目）	評価	20～24
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	AAAAA
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A	AAAAA
第3 財務内容の改善に関する事項	B	AAAAB
第4 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	B	BBABA
第5 長期借入金の条件	A	AAAAA
第6 短期借入金の限度額	A	A-AAA
第7 剰余金の使途	-	-----
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	AAAAA

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価	20～24
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	
1 事業の効率化	A	ABAAA
2 業務運営体制の効率化	A	AAAAA
3 経費支出の抑制	A	AAAAA
4 人件費の抑制	A	AAAAA
5 内部監査の充実	A	AAAAA
6 内部統制機能の強化	A	AAAAB
7 評価・分析の実施	A	AAAAA
8 情報システムの整備	A	AAAAB
9 調達方式の適正化	A	AAAAA
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A	
1 事務処理の迅速化	A	AAAAA
2 情報の提供・開示	A	AAAAA
3 意見の収集	A	AAAAA
第3 財務内容の改善に関する事項	B	
1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A	AAAAA
2 引受審査の厳格化等	A	AAAAA
3 モラルハザード対策	A	AAAAA
4 求償権の管理・回収の強化等	B	ABBBB
5 代位弁済率・事故率の低減	B	AAAAB
6 基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収	A	AAAAA
7 資産の有効活用	A	AAAAA
第4 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	B	
1 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	B	BBABA
2 法人運営における資金の配分状況	-	-----
第5 長期借入金の条件	A	
極力有利な条件での借入れ	A	AAAAA
第6 短期借入金の限度額	A	
短期借入金の限度額	A	A-AAA
第7 剰余金の使途	-	
中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果	-	-----
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	
1 人員に関する指標	A	AAAAA
2 人材の確保及び養成	A	AAAAA
3 積立金の処分に関する事項	A	AAAAA

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第1 - 1 事業の効率化</p>	<p>1 事業の効率化 【評価結果】 指標の総数：10 評価Sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価Aの指標数：10 × 2点 = 20点 評価Bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価Cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価Dの指標数：0 × -1点 = 0点 合計 20点 (20/20 = 100%)</p>	A	
<p>【中期目標】 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>【中期計画】 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>(1) 事業費の削減割合について、19年度予算対比の削減割合 【中期目標終了時の評価】 A：達成割合が100%以上であった B：達成割合が70%以上100%未満であった C：達成割合が70%未満であった</p> <p>〔平成20年度～23年度までの指標〕 平成20年度 = 5% × 1/5 平成21年度 = 5% × 2/5 平成22年度 = 5% × 3/5 平成23年度 = 5% × 4/5 A：達成割合が90%以上であった B：達成割合が50%以上90%未満であった C：達成割合が50%未満であった</p> <p>〔平成24年度の指標〕 平成24年度 = 5% × 5/5 (平成24年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成割合は、Aが100%以上、Bが70%以上100%未満、Cが70%未満とする。) 事業費の削減割合の評価に当たっては、事業費の削減割合が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて、できる限り定量的に把握した上で配慮するものとする。</p> <p>【事業報告】 中期目標期間中の事業費の19年度予算額（決算額）に対する削減率は、次表のとおりであり、中期目標期間の最終年度である24年度は、東日本大震災による影響を除くと 43.1%（37.4%）となった。 なお、東日本大震災による影響を含めた削減率は、35.3%（28.8%）となった。</p> <p>20年度においては、事業費が19年度予算額（決算額）に対し3,151百万円、23.0%（4,395百万円、35.2%）増加しているが、これは、漁業信用保険業務において、漁業資源の悪化による漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油・資材の高騰等によるかつお・まぐろ漁業者、魚類養殖業者の倒産・廃業、更に、真珠養殖業者の倒産・廃業等による保険金の増加。 林業信用保証業務において、19年半ばの改正建築基準法施行以降の新設住宅着工戸数の減少、20年前半の資材価格の高騰等の外的要因、加えて20年秋口以降の全国規模の景気後退の影響による倒産の増加等による代位弁済費の増加。 等によるものである。</p> <p>23年度においては、東日本大震災の影響により、事業費が19年度予算額（決算額）に対し428百万円、3.1%（1,672百万円、13.4%）の増加となった。 なお、東日本大震災を起因とするものを除いた事業費総額は、19年度予算額（決算額）に対し6,288百万円、45.8%（5,044百万円、40.4%）の削減となっている。</p>	A	BAAAA

	19年度		20年	21年	22年	23年	24年
	予算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
事業費総額	13,727	12,483	16,878	10,431	9,798	14,155	8,885
(内訳)			(23.0%)	(24.0%)	(28.6%)	(3.1%)	(35.3%)
保険金(農業)	9,328	8,066	7,084	6,114	5,986	5,176	4,628
			(24.1%)	(34.5%)	(35.8%)	(44.5%)	(50.4%)
保険金(漁業)	2,663	2,472	7,064	2,568	2,392	7,100	1,850
			(165.3%)	(3.6%)	(10.2%)	(166.6%)	(30.5%)
代位弁済費(林業)	1,540	1,864	2,652	1,681	1,362	1,822	2,344
			(72.2%)	(9.1%)	(11.6%)	(18.3%)	(52.2%)
回収奨励金(漁業)	28	30	31	25	23	18	22
			(10.2%)	(12.9%)	(16.9%)	(37.6%)	(23.1%)
求償権管理回収助成(農業)	28	28	28	28	28	28	28
			(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
求償権回収事業委託費(林業)	140	24	18	16	7	12	13
			(86.8%)	(88.4%)	(95.1%)	(91.3%)	(90.5%)
震災関係(注)を除く事業費総額	-	-	-	-	-	7,439	7,811
						(45.8%)	(43.1%)
うち保険金(農業)	-	-	-	-	-	5,101	4,535
						(45.3%)	(51.4%)
うち保険金(漁業)	-	-	-	-	-	941	1,014
						(64.7%)	(61.9%)
うち代位弁済費(林業)	-	-	-	-	-	1,340	2,199
						(13.0%)	(42.8%)

(注1)下段( )書きは、対19年度予算に対する削減率である。

(注2)東日本大震災による被災農林漁業者に対し、予算措置された復旧・復興対策事業対象の保険金・代位弁済費をいう。

【中期目標】

農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

【中期計画】

(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

(2) 事業費の削減に向けての取組(農業信用保険業務)

A: 取り組みは十分であった  
B: 取り組みはやや不十分であった  
C: 取り組みは不十分であった

【事業報告】

詳細は、中期計画の「第3 財務内容の改善」に記載しているが、主な内容は次のとおり。

(農業信用保険業務)

大口保険引受対象案件(注1)(2,351件(条件変更含む。))について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。これらにより引受に至らなかった案件は108件であった。

大口保険引受対象案件のうち部分保証の対象である畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金については、事前協議時に部分保証が的確に実施されているか確認した。

また、19年度より大口保険引受対象案件の事前協議について、畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金の対象金額を1億円以上から5千万円以上に引下げているが、21年度に創設された畜産経営維持緊急支援資金についても、対象金額を5千万円以上とした。

大口保険金請求対象案件(注3)(130件)について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。

(注1) 大口保険引受対象案件とは、次に該当するものをいう。

既に大口保険被保証者(注2)である者に対する農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。

(注2) 大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。

保険関係が成立している保証に係る農業近代化資金等の元本額(極度貸付の場合は、極度額)の合計額が1億円以上である者又は畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金及び畜産経営維持緊急支援資金の合計額が5,000万円以上である者。

(注3) 大口保険金請求対象案件とは、次に該当するものをいう。

保険金額が3,000万円以上の代位弁済及び一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。

A AAAAA

(3) 事業費の削減に向けての取組(林業信用保証業務)

A: 取り組みは十分であった  
B: 取り組みはやや不十分であった  
C: 取り組みは不十分であった

A AAAAA

	<p><b>【事業報告】</b>  <b>(林業信用保証業務)</b>  保証引受審査に当たっては、定量要因については、当該申請企業の財務諸表を詳細に分析するとともに当信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価しており、定性要因については、林業・木材産業者等の特性を踏まえた各種指標・取引先情報を融資機関より徴求することにより分析を行い、総括調整役（林業担当）等を構成員とする審査協議会において、厳格な保証審査を実施した。  また、100%保証の対象を9メニューから4メニューに統合し、政策性のより高い資金に限定することにより、部分保証の対象を拡大した（20年6月1日の保証申込受付分から適用）。</p>		
	<p>(4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）  A：取り組みは十分であった  B：取り組みはやや不十分であった  C：取り組みは不十分であった</p> <p><b>【事業報告】</b>  <b>(漁業信用保険業務)</b>  大口保険引受対象案件（注1）(238件)について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。これらにより、保証条件等が変更された案件（保証期間の短縮、期中管理の徹底）は4件であった。  また、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証（保証割合80%）を導入し、20年4月の新規引受分から適用を開始した。</p> <p>大口保険金請求対象案件（注2）(533件)について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。</p> <p>（注1）大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。  ア 保証の額が次の額を超えるもの  遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円  その他漁業 1億円  水産業協同組合 3億円  ただし、借替緊急融資資金については、上記基準額の2分の1  イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの  遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円  その他漁業 3億円  水産業協同組合 6億円</p> <p>（注2）大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。  ア 代位弁済額が5千万円以上  イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの</p>	A	AAAAA
<p><b>【中期目標】</b>  共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行う。</p> <p><b>【中期計画】</b>  (3) 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>(5) 共済団体等への貸付における信用基金の役割の周知  A：取り組みは十分であった  B：取り組みはやや不十分であった  C：取り組みは不十分であった</p> <p><b>【事業報告】</b>  <b>(農業災害補償関係業務)</b>  セーフティネットとしての信用基金の役割について、年2～3回開催した農業災害補償運営協議会（農業災害補償関係業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会の代表、（公社）全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする会議）や、（公社）全国農業共済協会が主催する全国会長会議及び全国参事会議の場等において周知を図ったほか、同役割について（公社）全国農業共済協会が運営するNOSAIイントラネットに掲示し更なる周知を図った。</p> <p><b>(漁業災害補償関係業務)</b>  セーフティネットとしての信用基金の役割について、21年度より漁業共済組合に対して「漁業災害補償制度における独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の役割について」を配布する等により周知を図ったほか、23年度より全国漁業共済組合連合会が主催する「総務・経理研修会」の場において、漁業共済団体に対して同役割について更なる周知を図った。</p>	A	AAAAA
<p><b>【中期目標】</b></p>	<p>(6) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施（農業信用保険業務）</p>	A	ABAA-

<p>農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。)に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額(125億円)を平成23年度中に国庫納付する。</p> <p>【中期計画】 (4) 農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。)に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額(12,500百万円)を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>A : 実施した B : 一部実施できなかった C : 実施できなかった</p> <p>【事業報告】 農業の低利預託原資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額(125億円)を23年9月13日に国庫納付した。</p> <p>【特記事項】 22年4月28日に行われた行政刷新会議「事業仕分け第2弾」においては、低利預託原資貸付業務について、「事業の廃止、出資金の国庫納付、また、新たに運転資金に対する政策的な低利融資の制度設計を行うに当たっても当独立行政法人が実施するかどうかを含めてゼロベースで検討」との評価結果であった。(林業信用保証業務及び漁業信用保険業務の低利預託原資貸付業務についても同じ。)</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、評価指標第1の1の(6)~(8)に係る中期目標・中期計画は見直しを実施。 <u>変更前の中期計画</u> 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指示に従って、将来にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。 また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着実に実施するものとする。(林業信用保証業務及び漁業信用保険業務も共通)</p>		
<p>【中期目標】 林業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、当該業務に係る政府出資金171億円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない173億円を平成23年度中に国庫納付する。</p> <p>【中期計画】 (5) 林業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、当該業務に係る政府出資金17,056百万円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない17,256百万円を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>(7) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施(林業信用保証業務) A : 実施した B : 一部実施できなかった C : 実施できなかった</p> <p>【事業報告】 林業の低利預託原資貸付業務については、ニーズに応じた規模への縮減及び林業者がより使いやすい運転資金制度(協調倍率の見直し等)への再設計が行われ、23年4月から新制度としてスタートした。 また、当該業務に係る政府出資金170億56百万円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない172億56百万円を23年9月13日に国庫納付した。</p>	A	ABAAA
<p>【中期目標】 漁業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額(60億円)を平成23年度中に国庫納付する。</p> <p>【中期計画】 (6) 漁業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額(6,000百万円)を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>(8) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施(漁業信用保険業務) A : 実施した B : 一部実施できなかった C : 実施できなかった</p> <p>【事業報告】 漁業の低利預託原資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額(60億円)を23年9月13日に国庫納付した。</p>	A	ABAA-
<p>【中期目標】 農業災害補償関係業務については、独法見直し基本方針に基づき、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減するとともに、業務の見直しに伴</p>	<p>【事業報告】 農業災害補償関係業務については、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減すること等により、政府出資金38億円のうち20億円を23年9月13日に、利益剰余金19億76百万円を23年7月8日に国庫納付した。</p>		

い政府出資金38億円のうち20億円及び利益剰余金19億76百万円を平成23年度中に国庫納付する。

【中期計画】

(7) 農業災害補償関係業務については、独法見直し基本方針に基づき、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減するとともに、業務の見直しに伴い政府出資金3,800百万円のうち2,000百万円及び利益剰余金1,976百万円を平成23年度中に国庫納付する。

【中期目標】

林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。

【中期計画】

(8) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。

(9) 林業寄託業務の見直しの着実な実施

- A：実施した
- B：一部実施できなかった
- C：実施できなかった

【事業報告】

日本政策金融公庫からの森林整備活性化資金の貸付に必要な寄託原資の調達、同資金の貸付枠の縮減（38億円/年 17億円/年）もあり、また、長期借入金に係る利払い費用の抑制を目的として、20年度から民間からの長期借入金方式から政府の出資方式へ段階的に移行してきており、21年度から長期借入金は既存借入分の借換分のみ限定し、全額政府出資方式へ移行したところである。

なお、民間からの長期借入金に対する利払いについては、全額、政府からの利子補給金を充てた。

寄託原資の調達状況等 (単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
寄託額	1,400	1,400	1,690	1,400	880
うち政府出資金	500	1,100	1,600	1,400	880
うち長期借入金	648	-	-	-	-
うち手持ち資金 (公庫からの借入金)	252	300	90	-	-
借換額	2,843	2,626	599	4,047	1,483
長期借入金残高	14,194	14,166	12,590	11,063	9,055
利払い費用	149	162	153	108	62

A

AAAAA

【中期目標】

農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。

【中期計画】

(9) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会を設置し、検討を行う。

(10) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることは民で」の検討

- A：取り組みは十分であった
- B：取り組みはやや不十分であった
- C：取り組みは不十分であった

【事業報告】

(農業信用保険業務)

「農業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方について検討会を開催（中期目標期間中に11回）した。

中期目標期間の最終年度に当たる24年度においては、これまでの検討状況の取りまとめを行うに際しての参考とするため、農業信用基金協会を対象に「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査を実施し、24年12月及び25年3月に検討会を開催した。

検討会の取りまとめにおいては、アンケート調査結果も参考にし、

農業資金については、農業経営は自然条件に左右されること、生産サイクルが長く低収益であること等の特性から民間による保証の事例は殆ど無い。

農家経済安定資金については、農業の低収益でリスクが高い等の特性に加え、担保となる物件等の価値が低く流動性も低いこと等から、民間による保証では十分対応できない実態があり、これらを補完する形で公的保証の必要性が求められていることから、対象資金を狭めることは適当ではない。

なお、本件については、第3期中期目標において、「引き続き検討を行う」こととされ、農業信用保証保険制度が農業者等の円滑な資金調達を果たす役割を求められていることを基本に、引き続き検討を行うこととしている。

(漁業信用保険業務)

「漁業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方

A

AAAAA

<p>について検討会を開催（中期目標期間中に5回）した。</p> <p>中期目標期間の最終年度に当たる24年度の検討会の取りまとめにおいては、</p> <p>漁業保証保険業務については、国による交付金により低位な保険料を維持する等の政策的措置が中小漁業者等への融資の円滑化には依然として不可欠であり、対象資金の見直しを行える状況にはない。</p> <p>しかしながら、今後とも経営安定対策としての漁業共済の充実の影響及び漁業経営の動向に注視しつつ、事故率の変動、保証保険業務の収益性を精査し、状況の変化を踏まえた見直しに努めるとされた。</p> <p>なお、本件については、第3期中期目標において、「引き続き検討を行う」とされ、漁業信用保証保険制度が中小漁業者等の円滑な資金調達を果たす役割を求められていることを基本に、引き続き検討を行うこととしている。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



各種研修を効果的に実施する。

区 分	内 容	対 象
1 養成研修	階層別に必要な基礎知識の習得 採用者研修 ・業務、コンプライアンス等 一般職員研修 ・財務会計 ・経営分析手法 ・保険数理の基礎 ・業務システムの構築 等 課長研修 ・管理職として必要な部下育成、業務改善、メンタル対応等	採用者、一般職員、課長級別に実施
2 能力開発研修	業務に必要な専門的知識の習得 ・独法実務担当者財務会計 ・給与等実務 ・損害保険会計基礎 ・内部監査 等	研修の受講希望者を募集し、外部機関の研修を受講
3 法令遵守意識啓発研修	コンプライアンス 情報セキュリティ	全役職員（必須）

(4) 研修の効果的実施

- A：取り組みは十分であった
- B：取り組みはやや不十分であった
- C：取り組みは不十分であった

【事業報告】

研修に係る受講者数の推移 (単位：延べ人数)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 養成研修	5	11	25	93	81
2 能力開発研修	-	-	6	7	3
3 法令遵守意識啓発研修	全役職員	全役職員	全役職員	全役職員	全役職員

研修の実効性の確保や今後の研修の充実に反映させる観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、研修内容が職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する内容かどうか検証を行い、毎年度の研修実施計画作成に役立てた。

また、これらにより職員の能力向上を図り、勤務実績等も踏まえた適材適所の人事配置に努めた。

A

AAAAA

【中期目標】

平成23年度中に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。

また、両部署の統合に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。

【中期計画】

(3) 平成23年度中に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。

また、両部署の統合に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。

(5) 23年度中の災害補償関係部門の統合

- A：実施した
- C：実施しなかった

【事業報告】

平成23年10月1日付けで農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合し、2室1部3課体制から1部2課体制とした。

また、両部署の統合に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果が最大限発揮されるよう努めた。

A

AAAAA

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24																																																															
第1-3 経費支出の抑制	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>【評価結果】</p> <p>指標の総数：5</p> <p>評価Sの指標数：0×3点＝0点</p> <p>評価Aの指標数：5×2点＝10点</p> <p>評価Bの指標数：0×1点＝0点</p> <p>評価Cの指標数：0×0点＝0点</p> <p>評価Dの指標数：0×-1点＝0点</p> <p>合計 10点</p> <p>(10/10＝100%)</p>	A																																																																
<p>【中期目標】</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上抑制する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(1) すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上の節減を行う。</p>	<p>(1) 一般管理費の削減度合</p> <p>[中期目標終了時の評価]</p> <p>A：達成度が100%以上であった</p> <p>B：達成度が70%以上100%未満であった</p> <p>C：達成度が70%未満であった</p> <p>[平成20年度～23年度までの指標]</p> <p>平成20年度＝15%×1/5</p> <p>平成21年度＝15%×2/5</p> <p>平成22年度＝15%×3/5</p> <p>平成23年度＝15%×4/5</p> <p>A：達成度が90%以上であった</p> <p>B：達成度が50%以上90%未満であった</p> <p>C：達成度が50%未満であった</p> <p>[平成24年度の指標]</p> <p>平成24年度＝15%×5/5</p> <p>(平成24年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度は、Aが100%以上、Bが70%以上100%未満、Cが70%未満とする。)</p> <p>【事業報告】</p> <p>中期目標期間中の一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の19年度予算額（決算額）に対する削減率は、次表のとおりであり、今中期目標期間の最終年度となる24年度は、東日本大震災による影響を除くと43.1%（20.6%）となった。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <caption>(単位：百万円)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>決算</th> <th>決算</th> <th>決算</th> <th>決算</th> <th>決算</th> <th>決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費総額</td> <td>702</td> <td>503</td> <td>423</td> <td>469</td> <td>418</td> <td>521</td> <td>412</td> </tr> <tr> <td>対19年度予算に対する削減率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>39.8%</td> <td>33.3%</td> <td>40.4%</td> <td>25.8%</td> <td>41.4%</td> </tr> <tr> <td>対19年度決算に対する削減率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16.1%</td> <td>6.9%</td> <td>16.9%</td> <td>3.4%</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>震災対応関連経費（注）を除く一般管理費</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>401</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>対19年度予算に対する削減率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>42.9%</td> <td>43.1%</td> </tr> <tr> <td>対19年度決算に対する削減率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20.4%</td> <td>20.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 東日本大震災による被災農林漁者に対し予算措置された復旧・復興対策事業を行うためのシステム修正費等。</p>	区 分	19年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	予算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	一般管理費総額	702	503	423	469	418	521	412	対19年度予算に対する削減率	-	-	39.8%	33.3%	40.4%	25.8%	41.4%	対19年度決算に対する削減率	-	-	16.1%	6.9%	16.9%	3.4%	18.2%	震災対応関連経費（注）を除く一般管理費	-	-	-	-	-	401	400	対19年度予算に対する削減率	-	-	-	-	-	42.9%	43.1%	対19年度決算に対する削減率	-	-	-	-	-	20.4%	20.6%	A	AAAAA
区 分	19年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																											
	予算	決算	決算	決算	決算	決算	決算																																																											
一般管理費総額	702	503	423	469	418	521	412																																																											
対19年度予算に対する削減率	-	-	39.8%	33.3%	40.4%	25.8%	41.4%																																																											
対19年度決算に対する削減率	-	-	16.1%	6.9%	16.9%	3.4%	18.2%																																																											
震災対応関連経費（注）を除く一般管理費	-	-	-	-	-	401	400																																																											
対19年度予算に対する削減率	-	-	-	-	-	42.9%	43.1%																																																											
対19年度決算に対する削減率	-	-	-	-	-	20.4%	20.6%																																																											
	<p>(2) 予算の適正な執行管理</p> <p>A：取り組みは十分であった</p> <p>B：取り組みはやや不十分であった</p> <p>C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】</p> <p>予算の効率的かつ適正な執行を図るため、各勘定ごとに、業務計画や過去の支出実績等を勘案して予算執行見込を策定し、部署別の予算配分を行った。</p> <p>また、毎月の支出実績をとりまとめ、期中においても支出実績を勘案しつつ、必要に応じて予算執行見込みの見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。</p>	A	AAAAA																																																															
	<p>(3) 減損会計の情報に基づく適正な資産の評価</p> <p>A：取り組みは十分であった</p> <p>B：取り組みはやや不十分であった</p> <p>C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】</p> <p>各年度末において保有する貸付金、求償権、保証債務見返、有価証券及び土地・建物等固定資産について、資産査定実施要領に基づ</p>	A	AAAAA																																																															

	<p>き、事務所、宿舍等の固定資産の利用状況等の把握も含め、その回収の又は価値の毀損の懸念の度合を判定し、これら査定対象資産の評価を行った。</p> <p>なお、当該査定結果については、監理室が検証した上で、「問題なし」との通知を受け、適切性を確認している。</p> <p>更に、会計監査人による監査においても資産査定の検証が行われている。</p>		
<p>【中期目標】 -</p> <p>【中期計画】 ・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p>	<p>(4) 役職員のコスト意識の徹底 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 役職員のコスト意識を徹底させるため、部署別予算配分・適切な期中管理を行うとともに、担当理事が参加する定例会（毎月開催）等において、予算の執行状況や年度中の執行の見通し、決算状況を説明し、周知を図った。</p> <p>支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進する「支出点検プロジェクトチーム」を21年2月に設置し、毎年度、会合を開催して取組目標の検討・設定を行った。</p> <p>取組目標については、効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組について周知を図るため、職員掲示板に掲示した。</p> <p>なお、取組状況については同チームの会合において報告を行うとともに、翌年度の取組目標の設定を行う際の検討材料とした。</p> <p>公益法人等に対する会費の支出については、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）を踏まえ、23年度支出分の点検・見直しを行い、24年度から支出先・金額の見直しを実施した（24年度は、公表対象となる年間10万円以上の支出なし）。</p>	A	AAAAA
<p>【中期目標】 -</p> <p>【中期計画】 ・ 業務実施方法を見直す。</p>	<p>(5) 業務実施方法の見直し A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 経費支出の抑制のため、次のような見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品の調達方法について、勘定ごとの調達から、信用基金全体で一括して競争入札により調達する方法に変更した。</li> <li>・ 職員からの業務改善提案により、慶弔見舞金の廃止や両面コピーの周知・徹底を行った。</li> </ul>	A	AAAAA

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24																		
<p>第1 - 4 人件費の抑制</p>	<p>4 人件費の抑制 【評価結果】 指標の総数：5 評価Sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価Aの指標数：5 × 2点 = 10点 評価Bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価Cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価Dの指標数：0 × -1点 = 0点 合計 10点 ( 10 / 10 = 100% )</p>	A																			
<p>【中期目標】 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>【中期計画】 (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度以降5年間に於いて、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>(1) 人件費の17年度決算対比の削減度合 【中期目標終了時の評価】 A：達成度合が100%以上であった B：達成度合が70%以上100%未満であった C：達成度合が70%未満であった</p> <p>〔平成20年度・21年度の指標〕 平成20年度 = 5% × 3/5 平成21年度 = 5% × 4/5 A：達成度合が90%以上であった B：達成度合が50%以上90%未満であった C：達成度合が50%未満であった</p> <p>〔平成22年度の指標〕 平成22年度 = 5% × 5/5 (平成22年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合は、Aが100%以上、Bが70%以上100%未満、Cが70%未満とする。)</p> <p>〔平成23年度の指標〕 平成23年度 = 6% (平成23年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合は、Aが100%以上、Bが70%以上100%未満、Cが70%未満とする。)</p> <p>【事業報告】 中期目標期間中の人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）の17年度決算額に対する削減率は、次表のとおりとなっており、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し及び人員の削減等により24年度実績で、17年度決算対比で27.3%の削減となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="555 1310 1310 1413"> <thead> <tr> <th>17年度 決算</th> <th>20年度 決算</th> <th>21年度 決算</th> <th>22年度 決算</th> <th>23年度 決算</th> <th>24年度 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,212</td> <td>1,073</td> <td>1,040</td> <td>1,049</td> <td>993</td> <td>881</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>( 11.5%)</td> <td>( 14.2%)</td> <td>( 13.5%)</td> <td>( 18.1%)</td> <td>( 27.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>( ) 内は、17年度決算に対する削減率。</p>	17年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	1,212	1,073	1,040	1,049	993	881	-	( 11.5%)	( 14.2%)	( 13.5%)	( 18.1%)	( 27.3%)	A	AAAAA
17年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算																
1,212	1,073	1,040	1,049	993	881																
-	( 11.5%)	( 14.2%)	( 13.5%)	( 18.1%)	( 27.3%)																
	<p>(2) 人件費削減に向けた取組 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 これまでの取組 ・ 国家公務員の地域手当は、18年度以降5年間で6%引き上げられ22年度で18%とされているが、当該手当に相当する特別都市手当については、8%に抑制している。 ・ 業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入等により管理職割合を中期目標期間の終了時まで4割から3割まで引き下げた(25年4月現在)。 ・ 昇任・昇格ペースについて、19年度以前と比較して、1～2年遅らせることとし、20年度からその運用を開始した。 ・ 職務手当について、19年度から国家公務員に準じて定額化を行い、引き下げを行った。 ・ 21年度から国家公務員に導入されている本府省業務調整手当については、導入を見送った。 ・ 24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく、国家公務員の給与見直しと同様の内容で、下記のとおり24年3月に給与の改定を行った(24年4月1日施行)。 人事院勧告に係る改定</p>	A	AAAAA																		

- ・開始時期：24年4月分給与
- ・23年度分の扱い：24年6月期の期末手当で調整臨時特例に係る改定
- ・実施期間：24年4月分給与～26年3月分給与
- ・実施内容：俸給月額（9.77%等）等の減額

【中期目標】

給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）104.6について、中期目標期間の終了時までに100まで低下させる。

【中期計画】

(3) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）104.6について、中期目標期間の終了時までに100まで低下させる。

(3) ラスパイレス指数の引下げ

[中期目標終了時の評価]

- A：達成度合が100%以上であった
- B：達成度合が70%以上100%未満であった
- C：達成度合が70%未満であった

[平成20年度～23年度までの指標]

平成20年度 = 4.6% × 2/6

平成21年度 = 4.6% × 3/6

平成22年度 = 4.6% × 4/6

平成23年度 = 4.6% × 5/6

A：達成度合が90%以上であった

B：達成度合が50%以上90%未満であった

C：達成度合が50%未満であった

[平成24年度の指標]

平成24年度 = 4.6% × 6/6

(平成24年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合は、Aが100%以上、Bが70%以上100%未満、Cが70%未満とする。)

【事業報告】

ラスパイレス指数（地域別・学歴別）の推移は、以下のとおりであり、24年度で96.0となった。

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	104.6	102.0	100.5	97.3	98.7	96.2	96.0
(参考) 対国家公務員指数	121.4	118.0	117.0	113.7	115.4	112.9	112.8

A

AAAAA

(4) ラスパイレス指数の引下げに向けた取組

- A：取組みは十分であった
- B：取組みはやや不十分であった
- C：取組みは不十分であった

【事業報告】

これまでの取組

- ・ 国家公務員の地域手当は、18年度以降5年間で6%引き上げられ22年度で18%とされているが、当該手当に相当する特別都市手当については、8%に抑制している。
- ・ 業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入等により管理職割合を中期目標期間の終了時までに4割から3割まで引き下げた（25年4月現在）。
- ・ 昇任・昇格ペースについて、19年度以前と比較して、1～2年遅らせることとし、20年度からその運用を開始した。
- ・ 職務手当について、19年度から国家公務員に準じて定額化を行い、引き下げを行った。
- ・ 21年度から国家公務員に導入されている本府省業務調整手当については、導入を見送った。
- ・ 24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく、国家公務員の給与見直しと同様の内容で、下記のとおり24年3月に給与の改定を行った（24年4月1日施行）。
  - ・ 人事院勧告に係る改定
    - ・ 開始時期：24年4月分給与
    - ・ 23年度分の扱い：24年6月期の期末手当で調整臨時特例に係る改定
  - ・ 実施期間：24年4月分給与～26年3月分給与
  - ・ 実施内容：俸給月額（9.77%等）等の減額

A

AAAAA

【中期目標】

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得ら

(5) ラスパイレス指数の対外的説明

- A：説明は十分であった
- B：説明はやや不十分であった
- C：説明は不十分であった

【事業報告】

A

AAAAA

<p>れる説明を行う。</p> <p>【中期計画】  また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>給与水準の適正性の検証結果等については、毎年度、ホームページにおいて公表した。</p>		
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------	--	--

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24																										
第1 - 5 内部監査の充実	5 内部監査の充実 【評価結果】 指標の総数：5 評価Sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価Aの指標数：5 × 2点 = 10点 評価Bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価Cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価Dの指標数：0 × 1点 = 0点 合計 10点 ( 10 / 10 = 100% )	A																											
【中期目標】 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。  【中期計画】 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。	(1) 内部監査年度計画の策定 A：策定した C：策定しなかった  【事業報告】 信用基金における内部監査の実施を担当する部署として、平成20年1月に監理室を新設した。  監理室では、各年度において、基本方針、監査対象、重点事項、実施期間等を内容とした内部監査年度計画及び実施計画を策定し、それに基づき内部監査を実施した。 また、内部監査年度計画・内部監査実施計画の策定及び内部監査報告書のとりまとめに当たっては、監事と協議・意見交換を行い、連携を図った。  (2) 内部監査の実施 A：計画どおり実施された B：計画に比べやや不十分であった C：計画に比べ不十分であった  【事業報告】 今中期目標期間中に実施した内部監査は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="560 1137 1318 1570"> <thead> <tr> <th>監査内容</th> <th>実施年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・農業信用保険業務に関する事務</td> <td>20/10・23/12</td> </tr> <tr> <td>・林業信用保証業務に関する事務</td> <td>21/9・24/4・25/2</td> </tr> <tr> <td>・漁業信用保険業務に関する事務</td> <td>23/1</td> </tr> <tr> <td>・農業災害補償関係業務に関する事務</td> <td>21/1・22/4・23/4</td> </tr> <tr> <td>・漁業災害補償関係業務に関する事務</td> <td>22/4</td> </tr> <tr> <td>・契約に関する事務</td> <td>22/3・23/8・24/9</td> </tr> <tr> <td>・金庫内保管物の現物実査</td> <td>23/10・24/10</td> </tr> <tr> <td>・公印管守、物品管理、旅費等に関する事務</td> <td>24/2</td> </tr> <tr> <td>・個人情報保護・情報システムの安全確保等に関する事務</td> <td>21/2</td> </tr> <tr> <td>・情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理</td> <td>22/8・24/10</td> </tr> <tr> <td>・余裕金の運用及び管理に関する事務</td> <td>23/2・24/7</td> </tr> <tr> <td>・法人文書監査</td> <td>24/3・24/12</td> </tr> </tbody> </table>	監査内容	実施年月	・農業信用保険業務に関する事務	20/10・23/12	・林業信用保証業務に関する事務	21/9・24/4・25/2	・漁業信用保険業務に関する事務	23/1	・農業災害補償関係業務に関する事務	21/1・22/4・23/4	・漁業災害補償関係業務に関する事務	22/4	・契約に関する事務	22/3・23/8・24/9	・金庫内保管物の現物実査	23/10・24/10	・公印管守、物品管理、旅費等に関する事務	24/2	・個人情報保護・情報システムの安全確保等に関する事務	21/2	・情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理	22/8・24/10	・余裕金の運用及び管理に関する事務	23/2・24/7	・法人文書監査	24/3・24/12	A	AAAAA
監査内容	実施年月																												
・農業信用保険業務に関する事務	20/10・23/12																												
・林業信用保証業務に関する事務	21/9・24/4・25/2																												
・漁業信用保険業務に関する事務	23/1																												
・農業災害補償関係業務に関する事務	21/1・22/4・23/4																												
・漁業災害補償関係業務に関する事務	22/4																												
・契約に関する事務	22/3・23/8・24/9																												
・金庫内保管物の現物実査	23/10・24/10																												
・公印管守、物品管理、旅費等に関する事務	24/2																												
・個人情報保護・情報システムの安全確保等に関する事務	21/2																												
・情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理	22/8・24/10																												
・余裕金の運用及び管理に関する事務	23/2・24/7																												
・法人文書監査	24/3・24/12																												
	(3) 内部監査チェックリストの整備 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった  【事業報告】 内部監査を実施するに当たっては、監査対象業務に応じて、具体的な監査事項、着眼点等を整理したチェックリストを作成することが必要である。今中期目標期間中においては、毎年度内部監査の実施に当たり、事前に監査項目ごとにチェックリストの検討・見直しを行っている。	A	AAAAA																										
	(4) 内部監査における要改善事項のフォローアップの実施 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった	A	AAAAB																										

	<p><b>【事業報告】</b>  19年12月に制定された内部監査規程において、指摘事項に対する被監査部署からの改善方策の報告、年度末の改善状況のチェック等フォローアップの仕組みが強化されたところである。  毎年度の監査の実施後、要改善事項については、次年度以降に内部監査規程が改正されて改善措置が図られているか確認を行っている。</p>		
	<p>(5) 監査能力の向上のための取組  A：取り組みは十分であった  B：取り組みはやや不十分であった  C：取り組みは不十分であった</p> <p><b>【事業報告】</b>  内部監査の一層の充実を図るため、担当職員の監査能力を向上させるための研修（総務省行政評価局主催の評価・監査セミナー及び会計監査人主催のセミナー）に参加し、監査業務の遂行に必要な知識の習得に努めた。</p> <p>監事と四半期毎に定例会を設けて情報交換を行い、内部監査能力の充実強化に取り組んだ。</p> <p>監事と会計監査人との年度監査計画等のディスカッションに監理室職員も同席し、監査手法・手続き等を含めた意見交換を通じて知識の習得に努めた。</p>	A	AAAAA

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第1 - 6 内部統制機能の強化</p>	<p>6 内部統制機能の強化 【評価結果】 指標の総数：5 評価Sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価Aの指標数：4 × 2点 = 8点 評価Bの指標数：1 × 1点 = 1点 評価Cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価Dの指標数：0 × 1点 = 0点 合計 9点 ( 9 / 10 = 90% )</p>	A	
<p>【中期計画】 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p> <p>【中期計画】 (1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p>	<p>(1) コンプライアンスの推進に向けた取組 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 信用基金は、公的機関として債務保証や債務保証の保険等の金融的な業務を行っており、法令を遵守することはもとより、顧客情報の保護の見地から、個人情報の保護を徹底すること等が求められていることから、以下のようにコンプライアンスに取り組んでいる。</p> <p>(1) コンプライアンス規程 19年12月に、コンプライアンス体制の整備に必要な事項を定め、もって全役職員が信用基金の基本的使命と社会的責任を常に認識し、適切かつ健全な業務運営に資することを目的とするコンプライアンス規程を制定し、以後、適宜見直しを行った。</p> <p>(2) コンプライアンス委員会 コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに関する基本的事項、推進に関する取組等の検討、審議を行うコンプライアンス委員会を設置し、以後、毎年度必要な審議等を行った。（20年度4回、21年度2回、22年度3回、23年度3回、24年度2回） なお、当委員会においては、外部有識者の専門的知見を活用することを目的に、外部有識者を外部委員として招聘した。</p> <p>(3) コンプライアンス・プログラム 20年6月に、コンプライアンス推進体制、コンプライアンス・マニュアルの作成及び役職員への周知、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンスの点検、長期職場離脱制度の実施等を内容とする20年度コンプライアンス・プログラムを策定した。 以後、毎年度末に開催されたコンプライアンス委員会において、翌年度のコンプライアンス・プログラムを策定した。</p> <p>(4) コンプライアンス・プログラム等に基づく措置 コンプライアンス基本方針、役職員行動規範の策定 20年9月に、信用基金の基本的使命・社会的責任の実現に向けた「コンプライアンス基本方針」及び役職員共通の価値観・倫理観を具現化した「役職員行動規範」を策定した。</p> <p>コンプライアンス・マニュアルの作成 20年9月に、コンプライアンスに係る取組・推進体制を取りまとめたコンプライアンス・マニュアルを作成した。主な内容は次のとおりである。 ・ コンプライアンスの意義 ・ コンプライアンス基本方針・役職員行動規範 ・ コンプライアンス委員会等コンプライアンス推進体制の概要 ・ 農林漁業信用基金法、民法、刑法等遵守すべき法令・規程等の概要</p> <p>コンプライアンスに関するQ&amp;A集の作成 22年2月に、コンプライアンスに関する知識の向上を図るため、業務部門における事例等に関する「コンプライアンスに関するQ&amp;A集」を作成した。</p>	A	AAAAA
	<p>(2) コンプライアンス・マニュアルの改善及び職員への周知 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】</p>	A	AAAAA

	<p>コンプライアンス・マニュアルの改善及び職員への周知については次のとおり実施した。</p> <p>(1) コンプライアンス・マニュアルの改善 コンプライアンス・マニュアルの見直しの一環として、コンプライアンスチェックリストのチェック項目について、21年度以降コンプライアンス委員会において審議し、見直しを行った。</p> <p>(2) コンプライアンスの役職員への周知 外部講師（弁護士等）によるコンプライアンス研修を全役職員を対象に年1回実施した。 職員専用情報サイトにコンプライアンス関係のページを作成し、役職員がコンプライアンスに係る基本方針、マニュアル等に簡易にアクセスできる体制を整えた。 コンプライアンス基本方針、役職員行動規範、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンスに関するQ &amp; A集については、職員専用情報サイトに掲載したほか、印刷物を全役職員に配布し、更なる周知・徹底を図った。 コンプライアンス基本方針については、事務所入口に掲示し、役職員の目に常に入るようにした。</p>		
	<p>(3) コンプライアンスに係る取組状況のチェックの実施・フォロー A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 コンプライアンスに係る取組状況のチェックについては次のとおり実施した。</p> <p>(1) コンプライアンス・チェック 毎年度、コンプライアンス・チェックを実施し、チェック集計結果の報告及びその改善策をコンプライアンス委員会で審議し、審議結果については理事長へ報告を行うとともに職員専用情報サイトの掲示板へ掲載した。この結果を踏まえ、コンプライアンス研修の充実、チェックリストの改善等に取り組んだ。</p> <p>(2) 個人情報・法人文書 信用基金が保有する個人情報について、適性な管理の徹底を図るため、保有個人情報管理状況に関する点検を21年度から、情報セキュリティ対策の実施状況についての自己点検を22年度から、毎年度実施した。 法人文書に関するコンプライアンス確保、適正な管理維持等を目的とした法人文書監査（内部監査）を24年3月、24年12月に実施した。</p> <p>(3) コンプラホットライン 役職員からの法令違反行為等の通報又は相談をやり易くするため、職員専用情報サイトに電子メール専用の以下3本の窓口「コンプラホットライン」を21年5月に設けた。 ・ 法令違反行為等に関する相談又は通報窓口【通報窓口・相談窓口】 ・ 職員個人情報の処理などに関する苦情及び相談窓口【職員個人情報受付窓口】 ・ 業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口【業務改善提案窓口】</p>	A	AAAAA
<p>【中期目標】 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p> <p>【中期計画】 (2) 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>(4) 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 内部統制の充実・強化に向けた取組について (1) 理事長は、信用基金のミッションや運営方針について、創立記念式典（10月）・年末・年始の場や、第3期中期計画のスタートに当たる25年4月において講話を実施し、全役職員に対し明確に示しているところである。また、月1回開催される役員懇談会や、同懇談会とは別に毎月開催される各業務の定例会等にも出席し、事業運営について必要な指示を行い、役職員全体に周知を行っている。</p> <p>(2) 業務における諸リスクに対応するため、コンプライアンス委員会、業務改善委員会、情報化推進委員会、個人情報管理委員会、余裕金運用委員会、契約監視委員会等が設置・開催され、モニタリング等を実施、その結果については理事長に報告されている。また、監事</p>	A	AAAAA

	<p>監査や会計監査人監査により、会計処理の合理性、業務の運営・執行の正当性、効率性等についてチェックが行われ、結果について理事長に報告されている。</p> <p>19年12月に制定した業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領に基づき、以降、毎年9月に事務手続きの適正執行の観点（稟議の決裁手続が適正で、事務規程及び文書管理規程に則しているか）から事務リスク自主点検を実施しており、点検結果を業務改善委員会に報告している。</p> <p>業務改善委員会では、点検結果を検討し、理事長に報告することとしており、これまでに当該結果を基に、物品管理事務、また、契約関係事務処理手続き等の業務及び事務の改善が図られてきている。</p> <p>点検項目については、内部監査及び監事監査の結果報告を基に毎年見直しを図り、更新を行ってきている。</p>		
<p><b>【中期目標】</b>      役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p> <p><b>【中期計画】</b>      (3) 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(5) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映      A：取り組みは十分であった      B：取り組みはやや不十分であった      C：取り組みは不十分であった</p> <p><b>【事業報告】</b>      目標管理の導入による人事評価制度については、22年度から2度の試行の後、24年4月から実施した。      人事評価の方法については、国の制度を参考として、能力評価（判断力、業務への取り組み方等）及び業績評価（年度計画に則した業務目標を策定する等）並びにこれらを総合した総合評価により行うこととし、直属の課長等による一次評価、理事・部長等による不均衡等調整を経て、理事長が最終評価することとし、職員の給与に反映させた。</p> <p>役員の期末特別手当や退職手当については、業務実績評価結果に応じた業績勘案率等を踏まえて支給している。</p>	B	BBACA

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第1 - 7 評価・分析の実施</p>	<p>7 評価・分析の実施 【評価結果】 指標の総数：2 評価Sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価Aの指標数：2 × 2点 = 4点 評価Bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価Cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価Dの指標数：0 × 1点 = 0点 合計 4点 ( 4 / 4 = 100% )</p>	A	
<p>【中期目標】 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p> <p>【中期計画】 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を期中及び事業年度終了後に行い、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>(1) 事業ごとの評価・分析の実施 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 中期目標期間においては、20年11月に事業評価分析実施要領を制定し、新たな事業評価分析制度を実施した。 この制度においては、事業年度終了後に実施する年度評価分析に加えて、期中に2回（10月、1月）評価分析を行うこととし、理事長、理事、監事等が参加する役員懇談会において、評価分析結果や今後の対応方針及び重要な情報等について意見交換し、最終的に理事長が決定することとなり、決定結果等については職員へ周知して共有するとともに、毎月開催される役員懇談会においても、その業務運営への反映状況について適宜報告・検討を行った。</p>	A	AAAAA
	<p>(2) 事業ごとの評価・分析結果の業務運営への反映 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 評価・分析結果や今後の対応方針等については、役員懇談会での決定後、理事長の指示の下、職員に周知されるとともに、その後毎月開催される役員懇談会においてもその業務運営への反映状況について検討・報告されている。また、各職員に、業務運営へ反映するよう業務目標を策定させ、その達成状況を理事長が最終評価する目標管理の導入による新たな人事評価制度を、22年度から2度の試行の後、24年4月から実施した。</p>	A	AAAAA

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20~24
第1 - 8 情報システムの整備	8 情報システムの整備 【評価結果】 指標の総数：3 評価Sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価Aの指標数：3 × 2点 = 6点 評価Bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価Cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価Dの指標数：0 × 1点 = 0点 合計 6点 ( 6 / 6 = 100% )	A	
【中期目標】 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。  【中期計画】 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。	(1) 情報システムの見直し A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった  【事業報告】 情報システム見直しの状況 情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化が図られるよう、システムの見直しに努めた。 なお、システムの見直しに係る契約に当たっては、調達における透明性・競争性の確保を図る観点から、一般競争入札等を実施した。  (1) 農業保証保険システム 保険引受処理システムと保険金支払・回収処理システムの統合により運用の効率化・合理化を図るため、システムの全面的な見直し（両システムの統合及びオープン系システムへの移行）を実施し、23年3月から稼働した。 23年度においては、東日本大震災に対処するため、「農業経営復旧対策特別保証事業交付金交付事業」の実施に伴い、特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業が行われたことに対応するためのシステム修正を実施した。24年度においても、東日本大震災による被災農業者等の再生を支援するため、基金協会の求償権の放棄若しくは免除又は譲渡が可能となったことに伴い、当該措置の実施状況等を管理するためのシステム修正を実施した。  (2) 林業業務システム 22年2月でサーバ機器等の保守サービスが終了することから、システムの安定運用、処理能力及びセキュリティの向上を図るため更新を行うこととし、基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正等を実施し、同年3月に本格稼働した。 23年度においては、東日本大震災に対処するため、震災復旧緊急保証による保証料免除とした保証引受けへの対応と、震災の影響による事故及び代位弁済の増加を踏まえた債権管理業務への対応に必要な機能改修のためのシステム修正を実施した。  (3) 漁業保証保険システム サーバ機器等の基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正を21年4月に実施した。 23年度においては、東日本大震災に対処するため、特例保険填補率の適用、「漁業者等緊急保証対策事業」、「保証保険資金等緊急支援事業」への対応や、「無保証人型漁業融資促進事業」の実施に伴い対象資金について保険引受するための対応に必要なシステム修正を実施した。  この他各業務において制度改正に対応したシステム修正を実施した。  (4) 農業災害補償関係業務システム 農業共済団体等の財務調査システムについて、23年3月に、システムの安定運用等を図るためサーバ機器等の更新や、基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正を実施した。 25年3月に、農業共済団体の経理処理要領の改正に伴い、集計勘定科目や出力帳票の様式等について、所要の修正を実施した。  (5) 総合文書管理システム 信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するための総合文書管理システムについて、ソフトウェア使用許諾契約等の契約期限（25年3月末）に合わせて、使用している機能、サーバ	A	AAAAA

	<p>台数等の見直しを行い、経費削減を図った上で最新バージョンに更新した。</p> <p>(6) 財務会計システム 22年3月でサーバ機器等の保守サービスが終了することから、システムの安定運用、処理能力及びセキュリティの向上を図るための更新を行うこととし、基本OS、データベースソフト等のバージョンアップに伴うシステム修正等を実施し、同年4月に本格稼働した。</p>		
<p>【中期目標】 併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p> <p>【中期計画】 併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ向上への取組 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 情報セキュリティ水準の向上</p> <p>(1) 21年2月に、情報化推進規程及び情報セキュリティ規程を制定し、21年4月に施行した。 情報化推進規程は、業務運営の効率化、コストの削減、セキュリティの確保等の観点から、信用基金における情報化を総合的・計画的に進めるために制定したもので、情報化統括責任者（CIO）の設置等、信用基金における情報化推進体制の整備を行った。 情報セキュリティ規程は、信用基金における総合的な情報管理の体系を定めたもので、信用基金内における情報管理体制の整備、情報の格付け及び格付けに従ったアクセス制限、情報の取扱制限等、信用基金の情報システムに係るセキュリティ要件、対策等を定めた（なお、個人情報取扱規程に定めていた取扱制限等のうち本規程と重複する部分については、本規程に一本化した）。</p> <p>(2) 個人情報取扱規程に基づく保有個人情報管理状況に関する点検及び情報セキュリティ規程に基づく情報セキュリティ対策の実施状況についての自己点検を実施した。 ・保有個人情報管理状況点検：実施年月 21/4、22/4、23/4、24/4 ・情報セキュリティ対策自己点検：実施年月 22/4、23/4、24/4</p> <p>(3) 保有個人情報管理状況に関する点検結果等を議題とする個人情報管理委員会及び情報セキュリティ対策の実施状況についての自己点検結果等を議題とする情報化推進委員会を開催した。また、議事概要を書面に、理事長に報告した。 ・個人情報管理委員会：実施年月21/6、22/10、23/3、23/7、25/1 ・情報化推進委員会：実施年月 21/6、22/10、23/3、23/7、25/1</p> <p>(4) 23年12月に、「標的型メール攻撃」の特徴、対策等を記した文書を職員専用情報サイトの掲示板に掲載して注意喚起を行うとともに、信用基金LANに接続されている全てのパソコンについて、ウイルススキャンを自動実行するよう改善し、セキュリティの向上を図った。 その他、情報セキュリティの向上のため、全部門のウイルス対策ソフトについて、サポート契約の更新等を行った。</p>	A	AAAAB
	<p>(3) 情報システムの管理に関する基本規程の作成への取組 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 21年2月に、信用基金における総合的な情報管理の体系を定める情報セキュリティ規程を制定し、21年4月に施行した。 同規程においては、信用基金内における情報管理体制の整備、情報の格付け及び格付けに従ったアクセス制限、情報の取扱制限等、信用基金の情報システムに係るセキュリティ要件、対策等を定めている（なお、個人情報取扱規程に定めていた取扱制限等のうち本規程と重複する部分については、本規程に一本化した。）。</p>	A	AAAAA

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24																																																																																				
第1 - 9 調達方式の適正化  <b>【中期目標】</b> 調達に係る契約については、国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。  <b>【中期計画】</b> 調達に係る契約については、国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。	9 調達方式の適正化 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：5 評価Sの指標数：0×3点 = 0点 評価Aの指標数：5×2点 = 10点 評価Bの指標数：0×1点 = 0点 評価Cの指標数：0×0点 = 0点 評価Dの指標数：0×-1点 = 0点 合計 10点 (10/10 = 100%)	A																																																																																					
<b>【中期目標】</b> 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。  <b>【中期計画】</b> (1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。	(1) 随意契約見直し計画の達成に向けた取組 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった  <b>【事業報告】</b> 全契約数に占める一般競争等の推移 (単位：件、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般競争等</td> <td>件数</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>6</td> <td>52</td> <td>13</td> <td>284</td> <td>41</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">随意契約</td> <td>件数</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>32</td> <td>86</td> <td>38</td> <td>31</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>件数</td> <td>11</td> <td>22</td> <td>8</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>38</td> <td>138</td> <td>51</td> <td>314</td> <td>41</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構成比</td> <td>一般競争等</td> <td>18%</td> <td>41%</td> <td>13%</td> <td>67%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>82%</td> <td>59%</td> <td>88%</td> <td>33%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>件数</td> <td>84%</td> <td>62%</td> <td>74%</td> <td>10%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注1：支出原因に基づくもので、予定価格が工事・製造250万円、財産の購入160万円、物件の借入80万円、役務の提供100万円以上の契約を対象とした。 注2：一般競争等については、企画競争、公募を含む。  次の取組により、競争性のない随意契約は、22年度において、全て一般競争等へ移行が完了し、以降、契約は全て一般競争等となっている。 総合評価落札方式の拡大を図るため、「総合評価による契約手続きマニュアル」を21年8月に制定した。 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(21年11月17日閣議決定)に基づき、「随意契約等見直し計画」(22年4月公表)を策定し、一般競争等への移行に取り組んだ。  また、1者応札・応募の改善策について、具体的な取組方針(22年5月公表)を策定し、改善に取り組むとともに、契約監視委員会において、委員から提案のあった改善策についても対応した。	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	一般競争等	件数	2	9	1	14	8	16	金額	6	52	13	284	41	89	随意契約	件数	9	13	7	7	-	-	金額	32	86	38	31	-	-	合計	件数	11	22	8	21	8	16	金額	38	138	51	314	41	89	構成比	一般競争等	18%	41%	13%	67%	100%	100%	随意契約	82%	59%	88%	33%	-	-		件数	84%	62%	74%	10%	-	-		金額							A	AAAAA
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																
一般競争等	件数	2	9	1	14	8	16																																																																																
	金額	6	52	13	284	41	89																																																																																
随意契約	件数	9	13	7	7	-	-																																																																																
	金額	32	86	38	31	-	-																																																																																
合計	件数	11	22	8	21	8	16																																																																																
	金額	38	138	51	314	41	89																																																																																
構成比	一般競争等	18%	41%	13%	67%	100%	100%																																																																																
	随意契約	82%	59%	88%	33%	-	-																																																																																
	件数	84%	62%	74%	10%	-	-																																																																																
	金額																																																																																						
<b>【中期目標】</b> 契約審査委員会の活用等によ	(2) 情報システム等の総合評価落札方式による一般競争入札導入のためのマニュアルの作成への取組 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった  <b>【事業報告】</b> 23年2月に本格稼働した「農業保証保険システムオープン化開発業務」に関し、21年6月に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した。  総合評価落札方式の拡大を図るため、「総合評価による契約手続きマニュアル」を21年8月に制定した。	A	BAAAA																																																																																				
<b>【中期目標】</b> 契約審査委員会の活用等によ	(3) 適正な契約の実施 A：取り組みは十分であった	A	AAAAA																																																																																				

<p>り、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p> <p>【中期計画】  (2) 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>B：取り組みはやや不十分であった  C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】  契約審査会を20年度及び21年度に開催し、随意契約の理由が妥当か等の審査、随意契約見直し計画の進捗状況の管理等について審議を行い、契約の適正な実施を図った。なお、22年度以降は契約の全てが一般競争等であったため、開催実績はない。</p> <p>競争参加者資格審査委員会を21年度に開催し、競争参加を希望する者の契約履行能力等の資格審査を行い、契約の適正な履行を確保した。なお、21年度以外の年度は審査対象とすべき競争参加者がなかったため、開催実績はない。</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者(弁護士、公認会計士、税理士)をもって構成する契約監視委員会を設置・開催し、随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか点検を行った(議事概要は信用基金ホームページで公表した)。</p>	
<p>【中期目標】  随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>【中期計画】  (3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(4) 取組状況の公表  A：取り組みは十分であった  B：取り組みはやや不十分であった  C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】  契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の一定額以上となる契約について、信用基金ホームページで公表した。</p> <p>【公表する契約】  工事又は製造・・・予定価格250万円以上  財産の購入・・・予定価格160万円以上  賃貸・・・予定価格80万円以上  その他の役務・・・予定価格100万円以上</p> <p>18年度契約実績に対する随意契約見直し計画(19年12月公表)及び20年度契約実績に対する随意契約等見直し計画(22年4月公表)に基づく契約状況のフォローアップを実施した(結果は信用基金ホームページで公表した)。</p>	<p>A AAAAA</p>
<p>【中期目標】  監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p> <p>【中期計画】  (4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(5) 監事及び会計監査人による監査の実施  A：実施した  C：実施しなかった</p> <p>【事業報告】  入札・契約の適正な実施にあたり、監事による監査においては一定額以上の契約に関する文書の回付、会計監査人による監査においては求めに応じ契約書等を提示することにより、その内容等のチェックを受けた。なお、監事及び会計監査人から入札・契約についての指摘はなかった。</p> <p>(参考) 監査の実施状況  1. 監事による監査  (1) 監事による監査は、日常監査・臨時監査・定例監査により実施された。  日常監査  監事が役員懇談会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の稟議過程において日常的に行われる監査。  臨時監査  毎年10月～11月に実施され、年度計画上半期の実施状況、法令等遵守の状況の他、特定事項について行われる監査。  定例監査  毎年4月～5月に実施され、年度計画の執行、法令等遵守の状況、財務諸表及び決算報告書の内容に重点を置いて行われる監査。  (2) 監査は監事監査実施要領に基づき、主に次の事項について実施された。  法令の遵守並びに業務方法書、諸規程類の整備及び遵守の状況に関すること  内部統制及び情報開示の状況に関すること  事業計画(中期計画及び年度計画を含む)、資金計画及び予算の実施状況に関すること  契約の締結及び執行の状況に関すること  資産の取得、管理及び処分に関すること</p>	<p>A AAAAA</p>

業務の改善及び効率化に関すること  
財務諸表及び決算報告書に関すること  
その他監査の目的を達成するために必要な事項に関すること

- (3) 監事と理事長等とのディスカッションは次のとおり実施された。  
臨時監査に関して、毎年9月に監査の実施方法等、毎年12月に監査結果の取りまとめについて実施。  
毎年3月に翌事業年度監事監査計画について実施。  
定例監査に関して、毎年3月に監査の実施方法等、毎年6月に監査結果の取りまとめについて実施。
- (4) 監事と会計監査人とのディスカッションは次のとおり実施された。  
毎年10月に年度監査計画等について実施。  
毎年3月に当該事業年度期中監査の実施状況等について実施。  
毎年5月及び6月に前事業年度監査結果の取りまとめについて実施。
- (5) 監事監査に係る規程の整備  
22年4月に監事監査の更なる実効性を確保するために、監査事項について内部統制及び情報開示の状況を追加する等見直しを図るとともに、内部監査担当部署及び会計監査人との連携並びに監事監査年度計画について明文化する等、監事監査実施要領の改正を行った。  
25年3月に監事監査の透明性等を確保するために、監事監査報告書および監査調書の作成について明文化するとともに、監事監査報告書を公表する等、監事監査実施要領の改正を行い、名称も監事監査実施要領から監事監査規程に改正した。

## 2. 会計監査人による監査

### (1) 期中監査

各勘定ごとに毎年4月から2月までの期中取引について、各種証券類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、全般的内部統制の有効性等についての検証が行われた。

併せて、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般統制及び業務処理統制について検証が行われた。

### (2) 期末監査

資産の実在性を確かめるため、各勘定ごとに現金、預金通帳・証書、有価証券及び切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対する残高確認が行われ、実在性が確認された。

また、各勘定ごとに毎年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証券類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われた。

### (3) 理事長等とのディスカッション

会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立て、効率的な会計監査の実施につなげることを目的として、信用基金の概要、運用方針及び内部統制に対する取組みや運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬等の発生状況及びその防止についての取組状況等について、理事長等とのディスカッションが行われた。

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20~24																																																																																																						
第2-1 事務処理の迅速化  【中期目標】 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。  【中期計画】 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。	1 事務処理の迅速化 【評価結果】 指標の総数：5 評価Sの指標数：0×3点 = 0点 評価Aの指標数：5×2点 = 10点 評価Bの指標数：0×1点 = 0点 評価Cの指標数：0×0点 = 0点 評価Dの指標数：0×1点 = 0点 合計 10点 ( 10 / 10 = 100% )	A																																																																																																							
【中期目標】 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。  【中期計画】 (1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。 ア 保険通知の処理・保険料徴収 月次処理 イ 保険金支払審査 27日 ウ 納付回収金の受納 月次処理 エ 保証審査 7日 オ 代位弁済 150日 カ 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回(5のつく日) 農業災害補償 4日 林業 3日 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 漁業災害補償 4日	(1) 標準処理期間の達成度 A：目標値(8割)の100%以上であった B：目標値(8割)の70%以上100%未満であった C：目標値(8割)の70%未満であった (注) 農業短期資金については、借入申込の締切日までに申し込まれた案件について、決められた貸付実行日に処理されているか否かを判定するものとする。  【事業報告】 標準処理期間については、次表のとおり、代位弁済の項目の22年度について76.4%であったものの、他については8割以上処理されており、概ね目標は達成されている。  標準処理期間内の処理割合 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農業信用 保険業務</td> <td>保険通知の処理・保険料徴収</td> <td>99.9%</td> <td>99.9%</td> <td>99.9%</td> <td>99.8%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>保険金支払審査</td> <td>100.0%</td> <td>98.9%</td> <td>100.0%</td> <td>99.9%</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>納付回収金の受納</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>農業長期資金の貸付審査</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>農業短期資金の貸付審査</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">林業信用 保証業務</td> <td>保証審査</td> <td>94.3%</td> <td>90.4%</td> <td>90.2%</td> <td>90.1%</td> <td>91.2%</td> </tr> <tr> <td>代位弁済</td> <td>97.2%</td> <td>95.3%</td> <td>76.4%</td> <td>95.4%</td> <td>87.8%</td> </tr> <tr> <td>貸付審査</td> <td>97.7%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">漁業信用 保険業務</td> <td>保険通知の処理・保険料徴収</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>保険金支払審査</td> <td>99.1%</td> <td>99.3%</td> <td>100.0%</td> <td>99.8%</td> <td>96.3%</td> </tr> <tr> <td>納付回収金の受納</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>農業長期資金の貸付審査</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>農業短期資金の貸付審査</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>農業災害 補償関係業務</td> <td>貸付審査</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>漁業災害 補償関係業務</td> <td>貸付審査</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> 代位弁済の項目の22年度については、全処理件数55件のうち、標準処理期間150日以内の処理件数は42件、標準処理期間を超えた件数は13件であるが、13件中8件については、金融機関が被保証者支援を継続していたため、期間内に代位弁済の実行に至らず、標準処理期間を超えたものである。 なお、この8件を除いた場合の処理割合は、89.4%(42件/47件)である。	区 分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	農業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	99.9%	99.9%	99.9%	99.8%	100.0%	保険金支払審査	100.0%	98.9%	100.0%	99.9%	99.7%	納付回収金の受納	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	農業長期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	農業短期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	林業信用 保証業務	保証審査	94.3%	90.4%	90.2%	90.1%	91.2%	代位弁済	97.2%	95.3%	76.4%	95.4%	87.8%	貸付審査	97.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	漁業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	保険金支払審査	99.1%	99.3%	100.0%	99.8%	96.3%	納付回収金の受納	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	農業長期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	農業短期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	農業災害 補償関係業務	貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	漁業災害 補償関係業務	貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	AAAAA
区 分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																			
農業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	99.9%	99.9%	99.9%	99.8%	100.0%																																																																																																			
	保険金支払審査	100.0%	98.9%	100.0%	99.9%	99.7%																																																																																																			
	納付回収金の受納	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																			
	農業長期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																			
	農業短期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																			
林業信用 保証業務	保証審査	94.3%	90.4%	90.2%	90.1%	91.2%																																																																																																			
	代位弁済	97.2%	95.3%	76.4%	95.4%	87.8%																																																																																																			
	貸付審査	97.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																			
漁業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																			
	保険金支払審査	99.1%	99.3%	100.0%	99.8%	96.3%																																																																																																			
	納付回収金の受納	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																			
	農業長期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																			
	農業短期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																			
農業災害 補償関係業務	貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																			
漁業災害 補償関係業務	貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																			
	(2) 標準処理期間の検証・見直し A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった  【事業報告】 標準処理期間については、23年3月に発生した東日本大震災の復旧・復興対策事業に係る基金協会等関係機関及び信用基金の事務手続きの増加等を見極めていたところであるが、達成状況等を踏まえ、第3期中期計画の策定に当たり次のように見直しを行った。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>第2期中期計画</th> <th>同左実績</th> <th>(参考) 第3期中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体的計画</td> <td>以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する</td> <td></td> <td>保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	第2期中期計画	同左実績	(参考) 第3期中期計画	全体的計画	以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する		保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期	A	AAAAA																																																																																														
区 分	第2期中期計画	同左実績	(参考) 第3期中期計画																																																																																																						
全体的計画	以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する		保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期																																																																																																						

			間を5%以上短縮し、以下の標準処理期間内に案件の85%以上を処理する
ア 保険通知の処理・保険料徴収	月次処理	月次処理	37日
イ 保険金支払審査	27日	平均(注) 農業...17.8 ~19.9日 漁業...12.0 ~18.6日	25日
ウ 納付回収金の受納	月次処理	月次処理	29日
エ 保証審査	7日	平均:4.0 ~4.7日	7日
オ 代位弁済	150日	平均:58.8 ~101.1日	135日
カ 貸付審査			
農業長期資金	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付
農業短期資金	月3回(5のつく日)	月3回(5のつく日)	月3回(5のつく日)
農業災害補償	4日	平均:1.3 ~2.1日	4日
林業	3日	平均:1.5 ~2.7日	3日
漁業長期資金	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付
漁業短期資金	8日	平均:4.8 ~5.6日	8日
漁業災害補償	4日	平均:1.9 ~2.8日	4日

注:平均は、20~24年度の年度別の平均日数(最短~最長)である。

【中期目標】

基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。

【中期計画】

(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。

(3) 基金協会等との情報の共有、意見調整(農業信用保険業務)

A: 取り組みは十分であった  
B: 取り組みはやや不十分であった  
C: 取り組みは不十分であった

【事業報告】

今中期目標期間において、次のとおり実施した。

(農業信用保険業務)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
大口保険引受対象案件の事前協議(件)	527	600	534	333	357	2,351
大口保険金請求対象案件の事前協議(件)	34	25	26	24	21	130
大口保険引受案件の期中管理等に係る現地協議(協会)	5	5	6	5	11	32
求償権の管理・回収強化及び事故防止等に係る現地協議(協会)	10	9	9	10	8	46
保険金の支払・回収に関する基金協会からの申し出に基づく個別協議(協会)	12	8	4	10	17	51

大口保険引受対象案件について、基金協会と保証引受前の事前協議を実施した。

基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認をしながら協議を実施し、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用した。

大口保険金請求対象案件について、基金協会と代位弁済前の事前協議を実施した。

基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項の検証を行っており、保険金請求をしようとする額の妥当性等に係る審査を通じて得られた情報・知見等について、当該基金協会との間で認識の共有に努めた。

この他、求償権の管理・回収に係る現地協議等を実施し、基金協会と情報・認識の共有化を図った。

(4) 基金協会等との情報の共有、意見調整(漁業信用保険業務)

A: 取り組みは十分であった  
B: 取り組みはやや不十分であった

A

AAAAA

A

AAAAA

C：取り組みは不十分であった

【事業報告】

今中期目標期間において、次のとおり実施した。

(漁業信用保険業務)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
大口保険引受対象案件の事前協議(件)	29	48	52	51	58	238
大口保険金請求対象案件の事前協議(件)	109	106	70	215	33	533
求償権分類管理表に基づく個別協議(協会)	12	12	12	9	12	57
求償権回収進捗に係る個別協議(協会)	15	14	23	15	27	94

大口保険引受対象案件について、基金協会と保証引受前の事前協議を実施した。

基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認をしながら協議を実施し、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用した。

大口保険金請求対象案件について、基金協会と代位弁済前の事前協議を実施した。

基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項の検証を行っており、保険金請求をしようとする額の妥当性等に係る審査を通じて得られた情報・知見等について、当該基金協会との間で認識の共有に努めた。

この他、求償権の管理・回収に係る現地協議等を実施し、基金協会と情報・認識の共有化を図った。

【中期目標】

専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。

【中期計画】

(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。

(5) 業務処理の方法の見直し

A：取り組みは十分であった

B：取り組みはやや不十分であった

C：取り組みは不十分であった

A

AAAAA

【事業報告】

1. 専決権限の弾力化、意思決定の見直し

(1) 20年12月に「法人文書決裁規程」を見直し、理事長決裁事案について、理事以下の専決事案を拡大した。

(2) 23年10月に法人文書決裁規程の一部改正を行い、農業信用保険業務における県版融資要綱・債務保証要綱等の制定・改定に伴う事前協議について、協議内容に係る意見の決定等の決裁権限を業務担当理事へ委任するなど、意思決定の迅速化を図り、専決権限の弾力化を図った。

2. 業務処理の方法の見直し

(1) 23年3月に発生した東日本大震災への対応

信用基金は適切・迅速な保険金・代位弁済金の支払を行うため、基金協会等関係機関との情報交換に努めるとともに、被災地の農林漁業者への復旧・復興支援のため主務省・基金協会等関係機関との連絡・調整に努め、政府における復旧対策関連法案・補正予算の検討が進む中で、23年4月26日に理事長を本部長とする「農林漁業信用基金東日本大震災対策推進本部」を設置し、被害状況や各業務における復旧・復興対策の進捗状況について信用基金と基金協会等関係機関で情報共有に努めてきたところである。また、信用基金が入手した情報については、速やかに本部長である理事長に情報を集中させ、組織として情報の共有化を図ったところである。

また、23年5月の「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行、23年度第1次補正予算の成立及び11月の23年度第3次補正予算の成立に伴い、被災農林漁業者への復旧・復興対策として措置された緊急保証事業等に対応した約款・取扱要領等の変更等を各業務において実施した。なお、被災農林漁業者や基金協会等関係機関の負担が過大とならないように、事務手続き等については簡素化に努めた。

(農業信用保険業務)

・ 23年5月に、被災対象の9基金協会を対象に「農業経営復旧対策特別保証事業説明会」を開催し、農業経営復旧対策特別保証事業の開始に伴う農業保険取扱要領の特例を定める要領等の説明を行い、事務処理の円滑化を図った。

(林業信用保証業務)

・ 東日本大震災発生後、14日(月)に信用基金ホームページにおいて、地震被害に係る相談窓口を開設するとともに、具体的な対応として、受付等の簡素化、契約変更手続き(期間延長、弁済方法の変更等)の迅速化など、被災者等の負担軽減が図られるようにした。

- ・ 23年度第1次補正予算の成立後直ちに「東日本大震災復旧緊急保証」(震災保証)の受付を開始するとともに、岩手県・宮城県・福島県の県庁、関係業界団体、融資機関等に出向いて保証内容について説明・相談等を行った。また、保証申込がなされた案件については迅速な審査により対応した。

(漁業信用保険業務)

- ・ 23年度第1次補正予算により措置された「漁業者等緊急保証対策事業」及び「保証保険資金等緊急支援事業」の実施に伴い、漁業保険取扱要領等の一部改正を行った。また、大口保証に係る事前協議については、基金協会が迅速かつ円滑に実施できるよう、保証決定予定日まで一月を切る場合であっても協議を受け付けることとする等、取扱要領の特例を設けた。
- ・ 東日本大震災に起因する津波により、各種書類を流失させた金融機関が円滑に代位弁済請求が行えるよう、23年9月に取扱要領の特例を制定し、保険金請求に必要な金融機関の証憑書類の代替措置を講じた。

(2) その他

(農業信用保険業務)

- ・ 20年度の制度改正(保証保険対象金融機関に信用協同組合を追加、新たな畜特資金の実施、家畜飼料特別支援資金の部分保証の導入)に対応して要領を改正する際、様式の簡略化等を行った。
- ・ 農業保証保険通知書等の電磁的記録媒体による通知に係る事務処理について、従来の処理手続9本を廃止し、取扱要領の改正により一貫性を高めた。  
さらに、21年12月に中小企業等金融円滑化法の施行を踏まえ、基金協会における同法の適切な実施が図れるよう、信用基金における審査について弾力的に行う旨、通知した。

(林業信用保証業務)

- ・ 21年5月に新たな保証(フォレストサポート保証)の実施に当たり、事務処理の簡素化に配慮しつつ必要な林業信用保証業務細則等の改正を行った。
- ・ 21年12月に中小企業等金融円滑化法の施行を踏まえ、窓口の設置等の保証業務における対応について内部規程を定めた。

(漁業信用保険業務)

- ・ 20年9月に取扱要領を改正し、大口保険引受対象案件及び大口保険金請求対象案件について協議資料を簡素化し、基金協会の事務コストの軽減を図るとともに、事務処理の明確化等のため、「代位弁済事前協議及び保険金支払いに係る審査の基準」を制定した。
- ・ 21年4月・5月に事務処理の簡素化に配慮しつつ、漁業緊急保証対策の実施に伴う取扱要領の様式の一部改正等を行った。
- ・ 23年4月に漁業融資資金貸付要領を改正し、短期資金借入に係る一部添付書類の省略及び保険金支払時に保険金と短期資金償還金を差引処理できる等の事務処理の簡素化を図った。

(農業災害補償関係業務)

23年度に実施した部署統合に伴う業務運営の合理化を図るため、24年度より機関誌「信用基金だより」について、冊子の配布から電子媒体により提供することとして、事務の効率化を図った。

(漁業災害補償関係業務)

23年3月に貸付取扱要領の一部改正を行い、様式に係る規定等を整備し、事務の合理化を図った。

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20~24												
第2-2 情報の提供・開示	2 情報の提供・開示 【評価結果】 指標の総数：6 評価Sの指標数：0×3点 = 0点 評価Aの指標数：6×2点 = 12点 評価Bの指標数：0×1点 = 0点 評価Cの指標数：0×0点 = 0点 評価Dの指標数：0×-1点 = 0点 合計 12点 ( 12 / 12 = 100% )	A													
【中期目標】 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実に促進する。  【中期計画】 (1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実に促進する。	(1) ホームページ等における情報の充実 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった  【事業報告】 ホームページ 中期目標期間中のホームページアクセス件数（トップページに最初に訪れた件数）は、次表のとおりとなった。  (単位：件) <table border="1" data-bbox="555 824 1315 887"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>61,469</td> <td>81,596</td> <td>55,062</td> <td>55,211</td> <td>57,888</td> </tr> </tbody> </table> <p>中期目標期間中に掲載した主な情報（法令等で義務付けられた事項を除く。）は次のとおりであるが、このほか、東日本大震災に関しては、トップページに「東日本大震災に関する情報」としてまとめて掲載し、農林漁業者に対する緊急保証等の情報提供の充実に図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンプライアンスの取組」を新規掲載</li> <li>・「信用基金の概要」(パンフレット)を更新</li> <li>・「農業信用保証保険制度のご案内」(パンフレット)を更新</li> <li>・「農業経営維持支援緊急保証業務のご案内」(パンフレット)を新規掲載</li> <li>・「林業・木材産業信用保証 ご利用のご案内」(パンフレット)を更新</li> <li>・「フォレストサポート保証の概要」を新規掲載</li> <li>・「漁業信用保証制度のご案内」(パンフレット)を更新</li> <li>・「漁業緊急保証対策のご案内」(パンフレット)を新規掲載</li> <li>・直近5ヶ年と当年度の毎月の業務実績（保証・保険の引受・残高・収支、災害補償関係業務の貸付額）を新規掲載</li> </ul>	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	アクセス件数	61,469	81,596	55,062	55,211	57,888	A	AAAAA
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度										
アクセス件数	61,469	81,596	55,062	55,211	57,888										
	(2) 迅速な情報の提供（1週間以内の更新） A：情報提供は全て1週間以内に実施された B：情報提供は概ね1週間以内に実施された C：情報提供は1週間以内に実施されなかった  【事業報告】 法令等により公表すべき事項（中期計画・年度計画・業務方法書・財務・契約・組織等）については、概ね（64件中63件）1週間以内にホームページに掲載した。	A	AAABA												
	(3) アクセス分析の実施 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった  【事業報告】 ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、アクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を行い、次の改善等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用基金パンフレットの閲覧・表示がより容易にできるようにファイル容量の軽量化を図るとともに、新たにコンパクト版の掲載を行った。</li> <li>・契約関連情報のページについて、利用者により分かり易く情報提供できるように、入札公告のページと契約公開事項のページを分割する改修を行った。</li> <li>・ホームページに関する「プライバシーポリシー」及び「ご利用にあたって」を掲載し、ホームページの信頼度の向上を図った。</li> </ul>	A	BAAAA												

	<p>・ユーザビリティの観点から、公益法人に対する支出等の公表に当たっては、PDF形式に加えExcel形式でも公表を行い、利用性の向上を図った。</p>		
<p>(4) 各業務における情報提供 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 各業務における情報提供</p> <p>(農業信用保険業務) 次のとおり取りまとめ、基金協会をはじめ関係機関に情報を提供した。 機関誌「農業信用保証保険」を年4回発行し、農業信用保険の保険引受、保険金支払・回収状況といった業務に関する情報や、経済・金融動向、農業情勢等の一般情報を提供するほか、基金協会からの情報提供を掲載した。なお、東日本大震災の関係についても、23年度第1次及び第3次補正予算「農業経営の復旧・復興のための金融支援」に係る内容等を掲載した。 農業信用保証保険事業の概況・動向については、毎年度、「保険事業概況」、「農業信用保証保険年報」を発行した。</p> <p>農業信用保証保険制度について農業者等に周知するため、20年10月に、中小企業信用保険制度との対象者・対象資金等の整理についての説明やQ &amp; A等を載せたパンフレット「農業信用保証保険制度のご案内」を作成し、民間金融機関等に配布した。</p> <p>(林業信用保証業務) 次のとおり情報提供を行い、保証の利用促進を図った。 「林業信用保証連絡協議会」を開催し、(一社)全国木材組合連合会等業界団体等に対し、信用基金の業務への理解の促進に努めた。 「都道府県林業信用保証担当者及び相談員会議」を毎年度開催し、都道府県及び信用基金相談員に対し林業信用保証制度、事業報告等について説明し、PR活動、保証利用の促進に努めた。 毎年度、都道府県が主催する「農林漁業信用基金連絡協議会」において、融資機関に対し利用促進が図られるようPR活動に努めた。</p> <p>(漁業信用保証業務) 系統金融機関以外の民間金融機関に対する制度の周知を図るため、20年12月に新たな漁業信用保証保険制度のパンフレットを作成し、(一社)全国銀行協会等関係機関に配布した。</p> <p>毎年度、業務の事業概況を取りまとめた「業務報告書」や「業務統計年報」を作成し、基金協会をはじめ全国漁業協同組合連合会等関係機関に配布した。</p> <p>(農業災害補償関係業務) (公社)全国農業共済協会が運営するNOSAIイントラネットを活用して、信用基金の役割について周知を行ったほか、貸付けに係る事務手続きや関連諸要領についても掲示した。 また、農業共済団体等(連合会及び組合等)の財務状況調査結果について掲示し、利用者の便に供した。 そのほか、信用基金の業務統計や農業共済団体等の財務状況調査結果等を収録した「農業共済財務主要統計」を作成し、農業共済団体他関係機関に配布した。</p> <p>(漁業災害補償関係業務) 各年度において、業務の概況や貸付・回収等を取りまとめた「業務報告書」及び漁業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、漁業共済団体、都道府県及び関係機関に配布した。</p>	A	AAAAA	
<p>【中期目標】 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p> <p>【中期計画】</p>	<p>(5) セグメント情報の開示 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 財務内容等の一層の透明性を確保するため、毎年度、信用基金ホームページにおいて、以下の情報を掲載した。</p>	A	AAAAA

<p>(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>財務諸表について、セグメントごとの財務諸表と併せて、決算概要を説明した資料  決算情報について、経年比較や財務分析指標  事業報告書について、セグメント事業損益の経年比較・分析、セグメント総資産の経年比較・分析、セグメントごとの財源構造、セグメントごとの財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明</p>		
<p>【中期目標】  特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p> <p>【中期計画】  (4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p>	<p>(6) 就業規則の公表  A：公表した  C：公表しなかった</p> <p>【事業報告】  20年4月から信用基金のホームページに掲載した。</p>	A	AAAAA

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第2 - 3 意見の収集</p>	<p>3 意見の収集 【評価結果】 指標の総数：2 評価Sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価Aの指標数：2 × 2点 = 4点 評価Bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価Cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価Dの指標数：0 × 1点 = 0点 合計 4点 ( 4 / 4 = 1 0 0 % )</p>	A	
<p>【中期目標】 信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>【中期計画】 (3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。</p>	<p>(1) アンケートの実施及び業務への反映 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 信用基金の各業務において、アンケートの実施、会議等を通じて利用者の意見を聴取し、それらの意見を業務運営に反映させるよう努めた。</p> <p>(農業信用保険業務) アンケートの実施 ・ 農業信用基金協会を対象に、今後の保証引受動向・保証案件の延滞動向に係るアンケート及び農協別の基金協会保証利用の状況調査を各年度に実施し、取りまとめ結果の報告書を作成し、関係機関に配布した。 この調査結果については、基金協会との業務打合せ等の場で、情報の共有を図り、より円滑な業務運営に資するよう努めた。 ・ 「農業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金のあり方について、毎年度、検討を行ってきたが、24年度においては、中期目標期間の最終年度に当たることから、これまでの検討状況の取りまとめを行うに際しての参考とするため、農業信用基金協会を対象に「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査を実施し、同検討会における検討の参考とした。</p> <p>農業信用保険運営協議会の開催 農業信用保険業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業信用基金協会及び農林中央金庫を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を各年度2回開催し、信用基金の決算、業務の現況等について説明を行った。</p> <p>(林業信用保証業務) アンケートの実施 林業・木材産業者を対象に、関係業界における売上げ、資金繰り、設備投資等の現況・見通しや林業信用保証制度に対する要望等についての「林材業の業況動向調査」を各年度に実施し、その結果を取りまとめ、信用基金ホームページに掲載したほか、保証利用者、都道府県等に配布して、広く情報の共有を図った。</p> <p>(漁業信用保険業務) 漁業信用保険連絡協議会の開催 漁業信用保険業務に関する現況等の説明や業務に対する意見を聞くために、(一社)漁業信用基金中央会、農林中央金庫等を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を各年度に開催し、信用基金の決算、業務の現況等について説明し、意見交換を行った。</p> <p>(農業災害補償関係業務) アンケートの実施 農業共済団体を対象に、農業共済団体等の財務状況調査の集計に関するアンケートを各年度に実施し、当該調査対象となる農業共済組合等の合併状況等や調査手法等に係る改善要望等を聴取した。</p> <p>農業災害補償運営協議会の開催 農業災害補償関係業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会の代表、(公社)全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を各年度に2～3回開催し、信用基金の決算、業務</p>	A	AAAAA

	<p>の現況等について説明し、意見交換を行った。</p> <p>(漁業災害補償関係業務) アンケートの実施 漁業共済団体を対象に、共済金支払資金に係る借入実績、借入条件等についてのアンケート調査等を21年度以降の各年度において実施し、実態の把握を行った。</p>		
	<p>(2) 苦情への対応・体制の整備 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 24年度に発生した苦情1件について、適切に対応するとともに、今後の対応策についても整理した。また、25年2月に開催したコンプライアンス委員会で報告した。</p>	A	AAAAA

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第3 - 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 【評価結果】 指標の総数：7 評価Sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価Aの指標数：7 × 2点 = 14点 評価Bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価Cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価Dの指標数：0 × 1点 = 0点 合計 14点 ( 14 / 14 = 100% )</p>	A	
<p>【中期目標】 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>【中期計画】 (1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p>			
<p>【中期目標】 ア 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>	<p>(1) 新たな保険料率の適用（農業信用保険業務） A：実施した C：実施しなかった</p> <p>【事業報告】 18年度の保険料率算定委員会と19年度の農業信用保証保険事業・組織問題検討会（3回開催）における検討、主務省評価委員会における審議を経て、20年3月に業務方法書の変更の主務大臣認可を得て、リスクを勘案した保険料率の改定が行われ、20年7月の新規引受分から新たな保険料率を適用した。</p>	A	AAAAA
<p>【中期計画】 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>	<p>(2) 新たな保険料率の適用（漁業信用保険業務） A：実施した C：実施しなかった</p> <p>【事業報告】 独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう、20年3月に業務方法書を主務大臣の認可を得て変更し保険料率の改定を行い、20年4月の新規引受分から新たな保険料率を適用した。</p>	A	AAAAA
<p>【中期目標】 イ 上記アの見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p> <p>【中期計画】 上記の見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>(3) 保険料率算定委員会の開催及び検討（農業信用保険業務） A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 (農業信用保険業務) 毎年度、新たな保険実績データ等を反映した分析を行い、保険料率算定委員会において、この結果に基づき「20年7月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「直近の保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析する等の点検・検討を行ったが、いずれの年度においても、保険料率の改定は適当ではないとの結論となった。</p> <p>25年3月に開催した中期目標期間最後の保険料率算定委員会の結果 「20年7月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「23年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較検証したところ、農業経営維持資金等の一部において乖離がみられたが、畜産関係の特別対策や中小企業等金融円滑化法による対策の効果と今後の影響を考慮する必要があることから、現段階において保険料率を変更することは適当ではないが、引き続きそれらの状況を注視していくこととした。</p>	A	AAAAA

	<p>また、24年11月27日に開催された行政刷新会議の規制・制度改革委員会「集中討議」において、「農業者の経営努力を反映した個々の信用リスクに応じた段階別保証料率の導入について、24年度中に一定の方向性に向けて結論を出す」とされたことから、農業信用基金協会等関係機関と今後のスケジュールやデータ収集の方法等について協議・検討を行い、25年度からの次期中期目標期間内の速やかな導入に向けて、引き続き、検討することとした。</p>		
	<p>(4) 保証料率算定委員会の開催及び検討（林業信用保証業務）  A：取り組みは十分であった  B：取り組みはやや不十分であった  C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】  （林業信用保証業務）  毎年度、保証料率算定委員会を開催し、19年10月の保証料率改定時の考え方に即して、現行の保証料率の点検とその妥当性の検討等を行ったが、いずれの年度においても、保証料率の改定は適当ではないとの結論となった。</p> <p>25年3月に開催した中期目標期間最後の保証料率算定委員会の結果  中期目標期間中の収支相等を図る点では震災等の影響も踏まえた上で、分析値として保証料率（理論値）を算出したが、これを実際に適用することは、信用力が相対的に低い林材業者等に対し大きな混乱や影響を及ぼすことから現実的ではなく、厳しい運営事情が続く被保証者の負担（保証料）がこれ以上に増えないよう、当面は現行の保証料率の体系及び水準を維持することとし、信用保証の需要、代位弁済及び財務状況、さらには中小企業等金融円滑化法終了後の動向等を注視していく方向で対応する方針とした。</p>	A	AAAAA
	<p>(5) 保険料率算定委員会の開催及び検討（漁業信用保険業務）  A：取り組みは十分であった  B：取り組みはやや不十分であった  C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】  （漁業信用保険業務）  毎年度、新たな保険実績データ等を反映した分析を行い、保険料率算定委員会において、この結果に基づき「20年4月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「直近の保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析する等の点検・検討を行ったが、いずれの年度においても、保険料率の改定は適当ではないとの結論となった。</p> <p>25年3月に開催した中期目標期間最後の保険料率算定委員会の結果  「20年4月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「23年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較検証したところ、全体的な傾向としては、震災分を除くと、理論値保険料率は「20トン以上」の区分で減少し、「その他」の区分で増加しているが、この傾向については震災の影響が少なくなるまで確定的なものとして判断することは困難であり、今後の推移を注視する必要がある。</p> <p>近年の厳しい経済情勢を背景にした政府全体の経済対策の一環として、水産業経営についても特別の政策措置として21、22年度に燃油高騰等を背景として漁業情勢悪化の影響により資金繰りに窮している中小漁業者等に対し漁業緊急保証対策事業が実施され、また、23年度からは東日本大震災による影響を受けた中小漁業者等に対して、漁業者等緊急保証対策事業が実施されている。さらに昨今の厳しい漁業経営環境下にある漁業者の設備資金の更新等を目的とした無保証人型融資促進事業が実施されている。</p> <p>等から、現状において保険料率を引き上げることは適当でないと考えられ、現時点において保険料率は据置くこととし、引続きその状況を注視することとした。</p>	A	AAAAA
<p>【中期目標】  基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>【中期計画】  (2) 基金協会及び共済団体等に対</p>	<p>(6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）  A：適切であった  C：不適切であった</p> <p>【事業報告】  （農業信用保険業務・漁業信用保険業務）  基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への融資資金に係る貸付金利については、市中金利の動向等を参考として、以下の金利で貸付けを行った。</p>	A	AAAAA

<p>する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>農業信用保険業務：0.0125%～0.2155%          漁業信用保険業務：0.0130%～0.2160%</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">(参考) 貸付金利について          農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とする。</p>		
	<p>(7) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務）          A：適切であった          C：不適切であった</p> <p><b>【事業報告】</b>          (農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務)          市中金利等を勘案し、以下の金利で貸付けを行った（漁業災害補償関係業務においては、22年10月の貸付けより。）。          3月以内 0.300%          3月超6月以内 0.500%          6月超1年以内 0.800%</p>	A	AAAAA

評価項目	達成状況	評価	20～24																																										
<p>第3 - 2 引受審査の厳格化等</p>	<p>2 引受審査の厳格化等 【評価結果】 指標の総数：5 評価Sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価Aの指標数：5 × 2点 = 10点 評価Bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価Cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価Dの指標数：0 × 1点 = 0点 合計 10点 ( 10 / 10 = 100% )</p>	A																																											
<p>【中期目標】 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。 ア 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p> <p>【中期計画】 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>(1) 基金協会との事前協議の徹底(農業信用保険業務) A：事前協議は十分に実施した B：事前協議はやや不十分であった C：事前協議は不十分であった</p> <p>【事業報告】 農業信用保険業務の事前協議等 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="555 728 1308 862"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証要綱等制定・改正協議件数</td> <td>65</td> <td>66</td> <td>107</td> <td>192</td> <td>193</td> <td>623</td> </tr> <tr> <td>大口保険引受対象案件の事前協議</td> <td>527</td> <td>600</td> <td>534</td> <td>333</td> <td>357</td> <td>2,351</td> </tr> <tr> <td>うち取下げ等件数</td> <td>29</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>19</td> <td>15</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>うち部分保証件数</td> <td>130</td> <td>119</td> <td>152</td> <td>8</td> <td>59</td> <td>468</td> </tr> <tr> <td>大口保険金請求対象案件の事前協議</td> <td>34</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>24</td> <td>21</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>基金協会の保証要綱等の制定・改正について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した。</p> <p>大口保険引受対象案件(条件変更含む。)について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。これらにより引受に至らなかった案件は108件であった。</p> <p>個別案件については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を行い、大口保険引受対象案件のうち部分保証の対象である畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金については、事前協議時に部分保証が的確に実施されているか確認した。</p> <p>また、19年度より大口保険引受対象案件の事前協議について、畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金の対象金額を1億円以上から5千万円以上に引下げているが、21年度に創設された畜産経営維持緊急支援資金についても、対象金額を5千万円以上とした。</p> <p>大口保険金請求対象案件について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。</p> <p>基金協会から提出された協議資料の内容について、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等について審査を行った。</p>	区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計	保証要綱等制定・改正協議件数	65	66	107	192	193	623	大口保険引受対象案件の事前協議	527	600	534	333	357	2,351	うち取下げ等件数	29	15	30	19	15	108	うち部分保証件数	130	119	152	8	59	468	大口保険金請求対象案件の事前協議	34	25	26	24	21	130	A	AAAAA
区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計																																							
保証要綱等制定・改正協議件数	65	66	107	192	193	623																																							
大口保険引受対象案件の事前協議	527	600	534	333	357	2,351																																							
うち取下げ等件数	29	15	30	19	15	108																																							
うち部分保証件数	130	119	152	8	59	468																																							
大口保険金請求対象案件の事前協議	34	25	26	24	21	130																																							
<p>【中期目標】 イ 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を推進する。</p> <p>【中期計画】 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を推進する。</p>	<p>(2) 基金協会との事前協議の徹底(漁業信用保険業務) A：事前協議は十分に実施した B：事前協議はやや不十分であった C：事前協議は不十分であった</p> <p>【事業報告】 漁業信用保険業務の事前協議等</p> <table border="1" data-bbox="555 1691 1308 1780"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大口保険引受対象案件の事前協議(件)</td> <td>29</td> <td>48</td> <td>52</td> <td>51</td> <td>58</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>大口保険金請求対象案件の事前協議(件)</td> <td>109</td> <td>106</td> <td>70</td> <td>215</td> <td>33</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>求償権回収に関する個別協議実施協会(協会)</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>35</td> <td>24</td> <td>39</td> <td>151</td> </tr> </tbody> </table> <p>大口保険引受対象案件について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。</p> <p>基金協会との事前協議においては、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認を行い、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用した。</p> <p>なお、事前協議を通じて得られた情報及び知見を各基金協会にフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上、事故の回避へ繋がるよう努めた。</p>	区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計	大口保険引受対象案件の事前協議(件)	29	48	52	51	58	238	大口保険金請求対象案件の事前協議(件)	109	106	70	215	33	533	求償権回収に関する個別協議実施協会(協会)	27	26	35	24	39	151	A	AAAAA														
区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計																																							
大口保険引受対象案件の事前協議(件)	29	48	52	51	58	238																																							
大口保険金請求対象案件の事前協議(件)	109	106	70	215	33	533																																							
求償権回収に関する個別協議実施協会(協会)	27	26	35	24	39	151																																							

大口保険金請求対象案件について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。

基金協会から提出された協議資料の内容について、記載事項の検証を行っており、保険金請求をしようとする額の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めることにより、適切な代位弁済の実施を図った。

また、事前協議及び保険金支払いに係る審査を通じて得られた情報及び知見について整理・蓄積し、基金協会役職員に対し情報提供することによって、事故の回避へ繋がるよう努めた。

求償権に関する情報の共有化の推進については、「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報の共有に努めるとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況について基金協会との個別協議を実施し、回収実績向上に取り組んだ。

【中期目標】

【中期計画】

(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。

(3) 保証審査・求償権管理回収に係る研修の実施

A：取り組みは十分であった

B：取り組みはやや不十分であった

C：取り組みは不十分であった

【事業報告】

(農業信用保険業務)

中期目標期間中の各年度に農業信用基金協会の職員を対象とした研修会を以下のとおり開催した。

なお、基金協会のニーズも高く、継続希望もあることから職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。

また、当該研修会には、信用基金の職員を毎年度参加させ、信用基金職員の資質向上も図った。

・ 保証審査実務担当者研修会

実施日	場所	受講者数	参加率	満足度
20年10月30～31日	東京都	59名	85% (40/47協会)	93%
21年10月15～16日	同上	51名	81% (38/47協会)	100%
22年11月4～5日	同上	49名	83% (39/47協会)	88%
23年9月1～2日	同上	50名	85% (40/47協会)	90%
24年10月4～5日	同上	47名	81% (38/47協会)	90%

注：表中の「満足度」とは、基金協会職員の研修会に対する満足度を示す。以下同じ。

主な研修内容：保証審査のポイント、保証法務のポイント、保証審査の基本、実践財務分析、資金需要のとり方

・ 求償権管理回収等事務研修会

実施日	場所	受講者数	参加率	満足度
20年9月11～12日	東京都	60名	96% (45/47協会)	95%
21年9月17～18日	同上	61名	98% (46/47協会)	97%
22年9月21～22日	同上	53名	91% (43/47協会)	96%
23年9月29～30日	同上	52名	91% (43/47協会)	94%
24年9月27～28日	同上	55名	87% (41/47協会)	95%

主な研修内容：求償権の管理回収事例研究、基礎知識の整理（支払督促、仮差押等）、相続に関する法的手続き、債務者に対する交渉術、破産（別除権と相殺）、個人民事再生における実務的対応

(漁業信用保険業務)

中期目標期間中の各年度に漁業信用基金協会及び信用基金の職員を対象とした研修会を、(一社)漁業信用基金中央会との共催で、以下のとおり開催した。

なお、課題の設定等については、前年度の研修会アンケート結果を踏まえて検討し、研修の効果を高めるよう工夫した。

・ 全国研修会

実施日	場所	受講者数	参加率	満足度
21年1月29～30日	東京都	62名	90% (38/42協会)	45%
22年2月8～9日	同上	47名	86% (36/42協会)	77%
23年1月31日 ～2月1日	同上	43名	83% (35/42協会)	78%
24年2月23～24日	同上	47名	86% (36/42協会)	86%
25年1月28日	同上	51名	90% (38/42協会)	-

A

AAAAA

主な研修内容：大口保証引受・大口代位弁済事前協議の参考となる事例、漁協への保証対応、無保証人型漁業融資促進事業の保証対応

【中期目標】

【中期計画】

(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。

(4) 信用基金の相談機能の強化

A：取り組みは十分であった

B：取り組みはやや不十分であった

C：取り組みは不十分であった

【事業報告】

保証審査実務担当者研修会及び求償権管理回収等事務研修会に信用基金の職員を毎年度参加させ、信用基金職員の資質の向上を図った。

信用基金の相談機能の強化については、各業務において以下のとおり取り組んだが、東日本大震災発生時には、相談窓口の開設や特に被害の大きかった3県（岩手県、宮城県、福島県）の関係団体、融資機関等に出向いて相談への対応を行った。

(農業信用保険業務)

基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。

- 大口保険引受案件について、適切な期中管理を図るため、経営状況及び基金協会の期中管理の状況を把握するための現地協議を実施した。

- 保険金の支払・回収に関しては、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るための現地協議を実施した他、基金協会からの申し出に基づく基金協会との個別協議を実施した。

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
保証引受案件に係る主要な相談(件)	48	48	29	49	57	231
大口保険引受案件の期中管理等に係る現地協議(協会)	5	5	6	5	11	32
求償権の管理・回収強化及び事故防止等に係る現地協議(協会)	10	9	9	10	8	46
保険金の支払・回収に関する基金協会からの申し出に基づく個別協議(協会)	12	8	4	10	17	51

(林業信用保証業務)

厳しい経営環境にある林業者・木材産業者からの年末の資金繰りに対応するため、相談窓口を開設した。

東日本大震災発生（23年3月11日）後の翌営業日（23年3月14日）に、ホームページに地震被害に係る相談窓口を開設した。

(単位：件)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	計
年末の資金繰り相談	1	2	1	0	4

(漁業信用保険業務)

基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。

- 23年度に東日本大震災を要因とする保険金請求件数が多い基金協会（岩手県、宮城県）と代位弁済の要件等について現地協議を実施した。

- 回収目標額達成の督励、求償債務者の回収見通し及び求償権管理回収について、個別協議を実施した。

(単位：協会)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
求償権分類管理表に基づく個別協議	12	12	12	9	12	57
求償権回収進捗に係る個別協議	15	14	23	15	27	94

【中期目標】

林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業者への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。

【中期計画】

(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業者への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、

(5) 林業信用保証業務における引受審査の厳格化等への取組

A：取り組みは十分であった

B：取り組みはやや不十分であった

C：取り組みは不十分であった

【事業報告】

引受審査の厳格化

保証引受審査に当たっては、経済状況の変化を勘案する必要から、定量要因については、当該申請企業の財務諸表（新規の者は直近3年分、継続利用の者は直近5年分、更に必要に応じて試算表徴求）を、定性要因については、経営者の経験年数・事業沿革・取引先情報、融資機関所見等を融資機関より徴求するとともに、当信用基金の保有する資産査定データ等も活用して財務状況を的確に把握している。

これにより、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする審査協議会において、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った。

A

AAAAA

A

AAAAA

債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。

(単位：件)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計	
保証審査	件数	1,860	2,358	2,071	1,944	1,765	9,998
	うち審査協議件数	231	662	427	429	632	2,381
	うち減額等件数	62	127	92	89	93	463
現地調査等	件数	43	45	57	64	55	264

#### 適切な期中管理

また、新規保証予定者の現地調査や既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援等の審査の厳格化に関連する取組を行った。

#### 優良保証の確保

さらに、優良事業体等へのPRなどの保証利用促進の働きかけを行い、地域の中核的製材工場、大手合板企業等の優良保証先(32事業体)を新規に獲得するとともに、保証取扱い融資機関として新規に銀行1行と約定を締結した。(23年度)

#### 専門家を交えた経営診断・指導等

債務保証先の経営診断・指導に当たっては、診断手法や結果について外部専門家(木材加工)と検討を行い、需給動向に基づいた生産品目の選定、内外情勢を踏まえた原木の確保、加工技術の向上等における問題点への対処法等について指導を実施した。

また、保証審査や経営診断等に係る職員の能力向上を図るため、林業・木材産業に係る最新情報についての外部専門家を招いた研修、勉強会を以下のとおり実施した。

高性能林業機械の国内での導入状況、北欧の最新状況等について(21年12月・林業機械関係団体役員)

CO2排出削減等に係るクレジット制度について(22年1月・林野庁担当官及び経営コンサルタント)

製材業におけるビジネスモデルについて(22年2月・木材加工有識者)

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24																																					
第3-3 モラルハザード対策	<p>3 モラルハザード対策</p> <p>【評価結果】 指標の総数：6 評価Sの指標数：0×3点＝0点 評価Aの指標数：6×2点＝12点 評価Bの指標数：0×1点＝0点 評価Cの指標数：0×0点＝0点 評価Dの指標数：0×-1点＝0点 合計 12点 (12/12＝100%)</p>	A																																						
<p>【中期目標】 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。</p> <p>【中期計画】 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザードの防止対策を国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>(1) モラルハザード防止対策の検討（農業信用保険業務） A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 (農業信用保険業務)</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保険引受</td> <td>件数</td> <td>83,006</td> <td>79,568</td> <td>76,133</td> <td>68,043</td> <td>68,592</td> <td>375,342</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>467,611</td> <td>433,133</td> <td>386,918</td> <td>331,958</td> <td>368,662</td> <td>1,988,282</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うち部分保証</td> <td>件数</td> <td>1,710</td> <td>1,322</td> <td>612</td> <td>314</td> <td>354</td> <td>4,312</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>17,138</td> <td>19,193</td> <td>7,861</td> <td>3,447</td> <td>6,694</td> <td>54,333</td> </tr> </tbody> </table> <p>モラルハザード防止対策として、19年度より畜特資金、農業経営負担軽減支援資金について借入者の負債比率に応じた部分保証（70%、80%、90%）を導入し、また、20年度より家畜飼料特別支援資金についても、部分保証（70%）を導入した。 なお、基金協会においては、事故率の高い資金を中心に、代位弁済時等に金融機関に対して出資等の負担を求める措置を実施している。</p> <p>21年3月に「農業信用保険業務あり方検討会」を設置し、モラルハザード防止対策の検討を中期目標期間中の各年度において行った。 25年3月に開催した中期目標期間最後の検討会において、現在のモラルハザード防止対策について、現時点ではこれ以上拡大する必要性は低いと考えられるが、第3期中期目標において、「モラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施する」とされたことも踏まえ、引き続き検討していくこととした。</p>	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計	保険引受	件数	83,006	79,568	76,133	68,043	68,592	375,342	金額	467,611	433,133	386,918	331,958	368,662	1,988,282	うち部分保証	件数	1,710	1,322	612	314	354	4,312	金額	17,138	19,193	7,861	3,447	6,694	54,333	A	AAAAA
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計																																		
保険引受	件数	83,006	79,568	76,133	68,043	68,592	375,342																																	
	金額	467,611	433,133	386,918	331,958	368,662	1,988,282																																	
うち部分保証	件数	1,710	1,322	612	314	354	4,312																																	
	金額	17,138	19,193	7,861	3,447	6,694	54,333																																	
<p>【中期目標】 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p> <p>【中期計画】 (2) 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p>	<p>(2) 経営安定資金（漁業信用保険業務）への部分保証の導入 A：実施した C：実施しなかった</p> <p>【事業報告】 20年2月に、主務大臣の認可を得て漁業信用基金協会の業務方法を改正し、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証（保証割合80%）を導入した。20年4月から、新規引受分について適用を開始したところである。</p>	A	AAAAA																																					
	<p>(3) モラルハザード防止対策の検討（漁業信用保険業務） A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 (漁業信用保険業務)</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保険引受</td> <td>件数</td> <td>5,286</td> <td>10,202</td> <td>7,331</td> <td>4,465</td> <td>4,985</td> <td>32,269</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>92,396</td> <td>150,800</td> <td>97,281</td> <td>94,331</td> <td>89,432</td> <td>524,239</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うち部分保証</td> <td>件数</td> <td>10</td> <td>80</td> <td>27</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>110</td> <td>745</td> <td>625</td> <td>58</td> <td>-</td> <td>1,537</td> </tr> </tbody> </table> <p>金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済事故があった際に、金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入してきている。 また、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導</p>	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計	保険引受	件数	5,286	10,202	7,331	4,465	4,985	32,269	金額	92,396	150,800	97,281	94,331	89,432	524,239	うち部分保証	件数	10	80	27	2	-	119	金額	110	745	625	58	-	1,537	A	AAAAA
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計																																		
保険引受	件数	5,286	10,202	7,331	4,465	4,985	32,269																																	
	金額	92,396	150,800	97,281	94,331	89,432	524,239																																	
うち部分保証	件数	10	80	27	2	-	119																																	
	金額	110	745	625	58	-	1,537																																	

	<p>入したところである。</p> <p>21年3月に「漁業信用保険業務あり方検討会」を設置し、現行のモラルハザード防止対策の効果等の検討を、中期目標期間中の各年度において行った。</p> <p>25年3月に開催した中期目標期間最後の検討会において、現行のモラルハザード防止対策が、収支均衡に一定の効果をもたらしていると推察されること等から、現状においては、現行のモラルハザード防止対策を着実に実施することが重要とし、保険収支や漁業金融の情勢等を注視しつつ、引き続き、総合的に分析、検討していくこととした。</p>																																								
<p><b>【中期目標】</b>          林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p> <p><b>【中期計画】</b>          (3) 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務における100%保証の対象資金の限定          A：実施した          C：実施しなかった</p> <p><b>【事業報告】</b>          20年4月に、主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高いものに限定し、20年6月1日の保証申込受付分から適用しているところである。</p>	A	AAAAA																																						
	<p>(5) 林業信用保証業務における対象資金のメニューの統合          A：実施した          C：実施しなかった</p> <p><b>【事業報告】</b>          20年4月に、主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、林業者を取り巻く状況の変化等に対応するため、従来9メニューの100%保証の対象を4メニューに統合（組合資金等の資金メニューを廃止し、林業・木材産業支援資金を創設）し、20年6月1日の保証申込受付分から適用したところである。</p>	A	AAAAA																																						
	<p>(6) 部分保証対象の拡大等の措置状況の点検          A：取り組みは十分であった          B：取り組みはやや不十分であった          C：取り組みは不十分であった</p> <p><b>【事業報告】</b>          21年度以降の各年度において、20年6月より適用した部分保証対象の拡大等の措置後の状況についてその執行状況の点検を、「保証料率算定委員会」で行った。25年3月に開催した中期目標期間最後の委員会における点検結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 20年度の100%保証のメニュー再構築後の状況として、近年の低迷する経済状況等に加え、東日本大震災などにより、100%保証の保証引受（シェア）が増加している実態にある。</p> <p>(2) また、部分保証拡大への寄与が期待された原則部分保証のきのこ生産資金については、原発事故による風評被害等により、その利用は低位に止まっている。</p> <p>(3) このようなことから、相対的に信用力が低い林業・木材産業界への支援を勘案すると、単純に100%保証を抑制するのではなく、慎重な対応が必要である。しかしながら、モラルハザード対策の重要性に鑑み、部分保証が妥当なもの、可能なものについては、引き続きこれに取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">（単位：件、百万円）</p> <table border="1" data-bbox="555 1579 1300 1691"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保証引受</td> <td>件数</td> <td>1,647</td> <td>1,894</td> <td>1,731</td> <td>1,562</td> <td>1,359</td> <td>8,193</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>36,266</td> <td>53,150</td> <td>44,885</td> <td>42,460</td> <td>32,052</td> <td>208,813</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うち部分保証</td> <td>件数</td> <td>329</td> <td>288</td> <td>319</td> <td>355</td> <td>277</td> <td>1,568</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>5,021</td> <td>6,189</td> <td>6,876</td> <td>7,012</td> <td>5,159</td> <td>30,257</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計	保証引受	件数	1,647	1,894	1,731	1,562	1,359	8,193	金額	36,266	53,150	44,885	42,460	32,052	208,813	うち部分保証	件数	329	288	319	355	277	1,568	金額	5,021	6,189	6,876	7,012	5,159	30,257	A	AAAAA
区 分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計																																		
保証引受	件数	1,647	1,894	1,731	1,562	1,359	8,193																																		
	金額	36,266	53,150	44,885	42,460	32,052	208,813																																		
うち部分保証	件数	329	288	319	355	277	1,568																																		
	金額	5,021	6,189	6,876	7,012	5,159	30,257																																		

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24																																																																																																																								
第3-4 求償権の管理・回収の強化等	<p>4 求償権の管理・回収の強化等</p> <p>【評価結果】 指標の総数：5 評価Sの指標数：0×3点＝0点 評価Aの指標数：2×2点＝4点 評価Bの指標数：3×1点＝3点 評価Cの指標数：0×0点＝0点 評価Dの指標数：0×1点＝0点 合計 7点 (7/10＝70%)</p>	B																																																																																																																									
<p>【中期目標】 基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>【中期計画】 基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。</p>	<p>(1) 回収金の実績 A：設定した目標が達成された B：設定した目標が概ね達成された C：設定した目標が達成されなかった 本指標の評価に当たっては、業務ごとの回収金の実績を検証した上で、評価するものとする。</p> <p>【事業報告】 回収金の実績 中期目標期間中の回収金の実績は、次表のとおりである。 基金協会・サービサー等との連携や基金協会の求償権管理・回収に対する助成金・回収奨励金の交付により、管理・回収の強化に取り組んだものの、中期目標期間合計としては、予算対比で99.8%となった。業務別には、農業102.6%、林業82.8%、漁業99.2%となっている。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <caption>(単位：百万円)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額(A)</th> <th>決算額(B)</th> <th>(B)/(A)</th> <th></th> <th>予算額(A)</th> <th>決算額(B)</th> <th>(B)/(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">農業信用保険業務</td> <td colspan="4">漁業信用保険業務</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>2,949</td> <td>3,124</td> <td>105.9%</td> <td>20年度</td> <td>935</td> <td>1,246</td> <td>133.2%</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>2,982</td> <td>3,222</td> <td>108.1%</td> <td>21年度</td> <td>999</td> <td>1,173</td> <td>117.3%</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>3,029</td> <td>3,118</td> <td>102.9%</td> <td>22年度</td> <td>1,052</td> <td>877</td> <td>83.3%</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>3,062</td> <td>3,119</td> <td>101.9%</td> <td>23年度</td> <td>1,094</td> <td>1,084</td> <td>99.0%</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>3,075</td> <td>2,910</td> <td>94.6%</td> <td>24年度</td> <td>1,050</td> <td>712</td> <td>67.8%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15,097</td> <td>15,494</td> <td>102.6%</td> <td>計</td> <td>5,131</td> <td>5,090</td> <td>99.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="4">林業信用保証業務</td> <td colspan="4">合計</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>590</td> <td>353</td> <td>59.9%</td> <td>20年度</td> <td>4,474</td> <td>4,723</td> <td>105.6%</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>508</td> <td>269</td> <td>52.9%</td> <td>21年度</td> <td>4,489</td> <td>4,664</td> <td>103.9%</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>435</td> <td>544</td> <td>125.0%</td> <td>22年度</td> <td>4,516</td> <td>4,539</td> <td>100.5%</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>405</td> <td>413</td> <td>101.9%</td> <td>23年度</td> <td>4,561</td> <td>4,616</td> <td>101.2%</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>377</td> <td>339</td> <td>89.8%</td> <td>24年度</td> <td>4,503</td> <td>3,960</td> <td>88.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,315</td> <td>1,917</td> <td>82.8%</td> <td>計</td> <td>22,543</td> <td>22,501</td> <td>99.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績の検証 (農業信用保険業務) 中期目標期間中の回収実績は目標を上回ったが、これは、基金協会との連携や求償権の管理・回収担当者向け研修会の開催、基金協会の求償権管理・回収に対する助成金の交付など、管理・回収の強化への取組効果があったためと考えられる。</p> <p>(林業信用保証業務) 中期目標期間中の回収実績は目標を下回ったが、これは、大口の回収等により年度間でバラツキがあるが、市況の低迷のため、山林担保を含めた不動産担保の任意売却・競売が低調であったことや売却代金が低かったこと、また、求償債務者の資力の低下等が要因であると考えられる。</p> <p>(漁業信用保険業務) 中期目標期間中の回収実績は目標を下回った(22年度以降、回収金の実績は予算額に未達)が、これは、求償債務者等の高齢化に伴う資力の低下、経済情勢の悪化や漁村の過疎化等により担保処分が難しくなっていること、東日本大震災等の影響等が要因であると考えられる。</p>		予算額(A)	決算額(B)	(B)/(A)		予算額(A)	決算額(B)	(B)/(A)	農業信用保険業務				漁業信用保険業務				20年度	2,949	3,124	105.9%	20年度	935	1,246	133.2%	21年度	2,982	3,222	108.1%	21年度	999	1,173	117.3%	22年度	3,029	3,118	102.9%	22年度	1,052	877	83.3%	23年度	3,062	3,119	101.9%	23年度	1,094	1,084	99.0%	24年度	3,075	2,910	94.6%	24年度	1,050	712	67.8%	計	15,097	15,494	102.6%	計	5,131	5,090	99.2%	林業信用保証業務				合計				20年度	590	353	59.9%	20年度	4,474	4,723	105.6%	21年度	508	269	52.9%	21年度	4,489	4,664	103.9%	22年度	435	544	125.0%	22年度	4,516	4,539	100.5%	23年度	405	413	101.9%	23年度	4,561	4,616	101.2%	24年度	377	339	89.8%	24年度	4,503	3,960	88.0%	計	2,315	1,917	82.8%	計	22,543	22,501	99.8%	B	BBBB
	予算額(A)	決算額(B)	(B)/(A)		予算額(A)	決算額(B)	(B)/(A)																																																																																																																				
農業信用保険業務				漁業信用保険業務																																																																																																																							
20年度	2,949	3,124	105.9%	20年度	935	1,246	133.2%																																																																																																																				
21年度	2,982	3,222	108.1%	21年度	999	1,173	117.3%																																																																																																																				
22年度	3,029	3,118	102.9%	22年度	1,052	877	83.3%																																																																																																																				
23年度	3,062	3,119	101.9%	23年度	1,094	1,084	99.0%																																																																																																																				
24年度	3,075	2,910	94.6%	24年度	1,050	712	67.8%																																																																																																																				
計	15,097	15,494	102.6%	計	5,131	5,090	99.2%																																																																																																																				
林業信用保証業務				合計																																																																																																																							
20年度	590	353	59.9%	20年度	4,474	4,723	105.6%																																																																																																																				
21年度	508	269	52.9%	21年度	4,489	4,664	103.9%																																																																																																																				
22年度	435	544	125.0%	22年度	4,516	4,539	100.5%																																																																																																																				
23年度	405	413	101.9%	23年度	4,561	4,616	101.2%																																																																																																																				
24年度	377	339	89.8%	24年度	4,503	3,960	88.0%																																																																																																																				
計	2,315	1,917	82.8%	計	22,543	22,501	99.8%																																																																																																																				
	<p>(2) 回収実績向上のための取組（農業信用保険業務） A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 (農業信用保険業務) 基金協会との現地協議を実施し、保険金残高が1千万円以上の大口求償債務者の回収見込額及び回収経過についてヒアリングを行い、回収強化を働きかけた(延べ46協会(20年度10協会、21年度9協会、22年度9協会、23年度10協会、24年度8協会))。</p>	A	AAAAB																																																																																																																								

また、毎年度、基金協会の職員を対象とした求償権管理回収等事務研修会を開催して管理・回収担当者の能力向上を図ったほか、回収等の実績に応じ、予算の範囲内（28百万円）で求償権管理回収助成として毎年度各基金協会に交付した。

(3) 回収実績向上のための取組（林業信用保証業務）

- A：取組みは十分であった
- B：取組みはやや不十分であった
- C：取組みは不十分であった

【事業報告】

(林業信用保証業務)

信用基金が直接に回収を行うものについては、年度当初及び期中において重要事案を中心に具体的取組方針を協議しつつ、現地交渉や催告書による請求、競売申立等の法的措置を講ずることなどにより回収実績の向上に努めた。

また、債権回収業者（サービサー）に委託したものについては、サービサーと連携して、適宜打合せを行うとともに、サービサーによる現地訪問や専門的な回収交渉を活用して回収実績の向上に努めた。

なお、サービサーの選定にあたっては、企画競争方式による優れた業者との契約を結ぶことを前提として、全国的に事業展開していること、同様の債権についての取扱実績、回収手法、回収姿勢等を踏まえ採用した。

また、委託費については回収実績の一定の割合を出来高報酬として支払うものとしており、中期目標期間中のサービサーによる回収額、支払った委託経費の実績額は次表のとおりであった。

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回収総額 (A)	353	269	544	413	339
うちサービサー回収額 (B)	51	42	20	35	44
サービサー委託経費 (C)	18	16	7	12	13
サービサーによる回収割合 B/A	14.4%	15.5%	3.7%	8.4%	13.1%
経费率 C/B	36.2%	39.0%	34.5%	35.2%	29.8%

B ABAAB

(4) 回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）

- A：取組みは十分であった
- B：取組みはやや不十分であった
- C：取組みは不十分であった

【事業報告】

(漁業信用保険業務)

求償権を有する基金協会より「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報の共有に努めるとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況等について基金協会との個別協議の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた（延べ151協会（20年度27協会、21年度26協会、22年度35協会、23年度24協会、24年度39協会））。

また、24年度においては、従来の取組に加え、新たに求償権残高の多い基金協会を対象に個別協議を実施する等、早期回収に努めた（24年度9協会）。

なお、毎年度、基金協会の回収実績に応じ回収奨励金を交付した（20年度31百万円、21年度25百万円、22年度23百万円、23年度18百万円、24年度22百万円）。

B AABBB

(5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収

- A：確実に徴収した
- B：徴収はやや不十分であった
- C：徴収は不十分であった

【事業報告】

(農業信用保険業務・漁業信用保険業務)

基金協会から納付される保険料及び貸付金利息については、定められた納入期日に確実に徴収した。

(林業信用保証業務)

各融資機関から納付される保証料については、定められた納入期日に確実に徴収した。

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合 計	
農業信用保険業務	保険料	3,633	3,711	3,757	3,660	3,557	18,318
	貸付金利息	98	102	72	30	13	316
漁業信用保険業務	保険料	559	688	964	1,010	1,072	4,293
	貸付金利息	47	48	30	13	6	144
林業信用保証業務	保証料	397	864	602	486	411	2,759

A AAAAA

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24																																				
<p>第3 - 5 代位弁済率・事故率の低減</p>	<p>5 代位弁済率・事故率の低減 【評価結果】 指標の総数：3 評価Sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価Aの指標数：2 × 2点 = 4点 評価Bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価Cの指標数：1 × 0点 = 0点 評価Dの指標数：0 × 1点 = 0点 合計 4点 ( 4 / 6 = 67% )</p>	B																																					
<p>【中期目標】 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>【中期計画】 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>第2期中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件に係る代位弁済率・事故率は、次表のとおりとなった。</p> <p>【通常集計した場合】 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="555 627 1310 772"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">今期引受額</th> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>今期代位弁済額・保険金支払額 (今期引き受けた案件のみ)</th> <th>代位弁済率・事故率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故率 農業</td> <td>1,988,281,688</td> <td>2,564,689</td> <td>0.18%</td> </tr> <tr> <td>代位弁済率 林業</td> <td>208,812,673</td> <td>6,506,729</td> <td>3.12%</td> </tr> <tr> <td>事故率 漁業</td> <td>524,239,365</td> <td>10,855,896</td> <td>2.07%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【震災に係る代位弁済額・保険金支払額を控除した場合】 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="555 851 1310 996"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">今期引受額</th> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>今期代位弁済額・保険金支払額 (今期引き受けた案件のみ)</th> <th>代位弁済率・事故率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故率 農業</td> <td>1,988,281,688</td> <td>2,564,689</td> <td>0.18%</td> </tr> <tr> <td>代位弁済率 林業</td> <td>208,812,673</td> <td>5,879,796</td> <td>2.82%</td> </tr> <tr> <td>事故率 漁業</td> <td>524,239,365</td> <td>3,113,969</td> <td>0.59%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	今期引受額	実績		今期代位弁済額・保険金支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率	事故率 農業	1,988,281,688	2,564,689	0.18%	代位弁済率 林業	208,812,673	6,506,729	3.12%	事故率 漁業	524,239,365	10,855,896	2.07%	区分	今期引受額	実績		今期代位弁済額・保険金支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率	事故率 農業	1,988,281,688	2,564,689	0.18%	代位弁済率 林業	208,812,673	5,879,796	2.82%	事故率 漁業	524,239,365	3,113,969	0.59%		
区分	今期引受額			実績																																			
		今期代位弁済額・保険金支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率																																				
事故率 農業	1,988,281,688	2,564,689	0.18%																																				
代位弁済率 林業	208,812,673	6,506,729	3.12%																																				
事故率 漁業	524,239,365	10,855,896	2.07%																																				
区分	今期引受額	実績																																					
		今期代位弁済額・保険金支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率																																				
事故率 農業	1,988,281,688	2,564,689	0.18%																																				
代位弁済率 林業	208,812,673	5,879,796	2.82%																																				
事故率 漁業	524,239,365	3,113,969	0.59%																																				
	<p>(1) 農業信用保険業務における事故率 A：設定した目標の達成度合が100%以上と見込まれる B：設定した目標の達成度合が70%以上100%未満と見込まれる C：設定した目標の達成度合が70%未満と見込まれる</p> <p>( 中期目標期間中に保険引受した案件の当該期間中の保険金支払額 / ( 中期目標期間中に保険引受した額 × 保険補填率 (70%) ) )</p> <p>【事業報告】 24年度末における事故率は0.18%であった(中期目標期間中に0.12%以下)。 中期目標期間中に保険契約した案件について、20年度から23年度末までの保険金支払額が956,756千円であったのに対し、24年度においては、1,607,933千円の保険金支払が発生しており、合計2,564,689千円の保険金支払となった。 この保険金支払額1,607,933千円のうち、約7割(1,089,146千円)が、20～22年度にかけて国の緊急経済対策の一環で財政措置された畜産農家対策(飼料価格高騰等)の資金(家畜飼料特別支援資金(417,072千円)と畜産経営維持緊急支援資金(672,073千円))であり、これが事故率の増加につながったものである。</p>	C	AAAAC																																				
	<p>(2) 林業信用保証業務における代位弁済率 A：設定した目標の達成度合が100%以上と見込まれる B：設定した目標の達成度合が70%以上100%未満と見込まれる C：設定した目標の達成度合が70%未満と見込まれる</p> <p>( 中期目標期間中に保証引受した案件の当該期間中の代位弁済額 / 中期目標期間中に保証引受した額 )</p> <p>【事業報告】 24年度末における代位弁済率は3.12%であった(中期目標期間中に2.94%以下)。 なお、24年度においては大口の代位弁済が発生したことにより、代位弁済額全体で2,344百万円と前年度(1,822百万円)を上回ったが、中期目標期間中の東日本大震災による影響を除くと2.82%となる。</p>	A	AAAAA																																				

	<p>(3) 漁業信用保険業務における事故率  A：設定した目標の達成度が100%以上と見込まれる  B：設定した目標の達成度が70%以上100%未満と見込まれる  C：設定した目標の達成度が70%未満と見込まれる</p> <p style="text-align: center;">〔 中期目標期間中に保険引受した案件の当該期間中の代位弁済額 / 中期目標期間中に保険引受した額 〕</p> <p><b>【事業報告】</b>  24年度末における事故率は2.07%であった（中期目標期間中に1.15%以下）  これは、東日本大震災の津波被害等による代位弁済額7,741,927千円の事故率1.48%が大きく影響しているものであり、東日本大震災による影響を除くと0.59%となる。</p> <p>(1)～(3)の代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。</p>	A	AAAAA
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-------

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24																																																																																																																	
<p>第3 - 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収</p> <p>【中期目標】 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p> <p>【中期計画】 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 基金協会に対する貸付けについては、借入申込書、代位弁済実施計画書等の審査を、共済団体等に対する貸付けについては、借入申込書、償還計画書等の審査を、それぞれ迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、基金協会及び共済団体等に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおり全額回収した。</p> <p>第2期中期目標期間における貸付状況 (単位：件、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="566 593 1300 824"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">期首貸付残高</th> <th colspan="2">期中貸付額</th> <th colspan="2">期中償還予定額</th> <th colspan="2">期中償還額</th> <th colspan="2">期末貸付残高</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業信用 保険業務</td> <td>長期資金</td> <td>465 49,137</td> <td>972</td> <td>117,053</td> <td>1,144</td> <td>117,053</td> <td>1,144</td> <td>117,053</td> <td>293</td> <td>49,137</td> </tr> <tr> <td>短期資金</td> <td>49 481</td> <td>394</td> <td>4,974</td> <td>413</td> <td>5,135</td> <td>413</td> <td>5,135</td> <td>30</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>全国低利預託基金</td> <td>72 1,375</td> <td>291</td> <td>7,538</td> <td>363</td> <td>8,913</td> <td>363</td> <td>8,913</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業信用 保険業務</td> <td>長期資金</td> <td>504 27,316</td> <td>1,621</td> <td>91,129</td> <td>1,580</td> <td>91,196</td> <td>1,580</td> <td>91,196</td> <td>545</td> <td>27,250</td> </tr> <tr> <td>短期資金</td> <td>5 459</td> <td>44</td> <td>6,382</td> <td>46</td> <td>6,475</td> <td>46</td> <td>6,475</td> <td>3</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>特別資金</td> <td>- -</td> <td>2</td> <td>150</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>全国低利預託基金</td> <td>6 449</td> <td>24</td> <td>1,496</td> <td>30</td> <td>1,945</td> <td>30</td> <td>1,945</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>農業災害補償関係業務</td> <td>8 1,599</td> <td>45</td> <td>20,977</td> <td>50</td> <td>21,452</td> <td>50</td> <td>21,452</td> <td>3</td> <td>1,124</td> </tr> <tr> <td>漁業災害補償関係業務</td> <td>7 5,935</td> <td>76</td> <td>37,598</td> <td>69</td> <td>39,735</td> <td>69</td> <td>39,735</td> <td>14</td> <td>3,798</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期首貸付残高		期中貸付額		期中償還予定額		期中償還額		期末貸付残高		件数	金額	農業信用 保険業務	長期資金	465 49,137	972	117,053	1,144	117,053	1,144	117,053	293	49,137	短期資金	49 481	394	4,974	413	5,135	413	5,135	30	320	全国低利預託基金	72 1,375	291	7,538	363	8,913	363	8,913	-	-	漁業信用 保険業務	長期資金	504 27,316	1,621	91,129	1,580	91,196	1,580	91,196	545	27,250	短期資金	5 459	44	6,382	46	6,475	46	6,475	3	366	特別資金	- -	2	150	-	-	-	-	2	150	全国低利預託基金	6 449	24	1,496	30	1,945	30	1,945	-	-	農業災害補償関係業務	8 1,599	45	20,977	50	21,452	50	21,452	3	1,124	漁業災害補償関係業務	7 5,935	76	37,598	69	39,735	69	39,735	14	3,798	A	AAAAA								
区分	期首貸付残高		期中貸付額		期中償還予定額		期中償還額		期末貸付残高																																																																																																											
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																																																										
農業信用 保険業務	長期資金	465 49,137	972	117,053	1,144	117,053	1,144	117,053	293	49,137																																																																																																										
	短期資金	49 481	394	4,974	413	5,135	413	5,135	30	320																																																																																																										
	全国低利預託基金	72 1,375	291	7,538	363	8,913	363	8,913	-	-																																																																																																										
漁業信用 保険業務	長期資金	504 27,316	1,621	91,129	1,580	91,196	1,580	91,196	545	27,250																																																																																																										
	短期資金	5 459	44	6,382	46	6,475	46	6,475	3	366																																																																																																										
	特別資金	- -	2	150	-	-	-	-	2	150																																																																																																										
	全国低利預託基金	6 449	24	1,496	30	1,945	30	1,945	-	-																																																																																																										
農業災害補償関係業務	8 1,599	45	20,977	50	21,452	50	21,452	3	1,124																																																																																																											
漁業災害補償関係業務	7 5,935	76	37,598	69	39,735	69	39,735	14	3,798																																																																																																											

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24																								
<p>第3 - 7 資産の有効活用</p> <p><b>【中期目標】</b> 信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。</p> <p><b>【中期計画】</b> 信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。</p>	<p>7 資産の有効活用 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p><b>【事業報告】</b> 信用基金の保有する職員宿舎については、20年3月に、資産の有効活用を図る観点から、信用基金の職員のほか、他の独立行政法人や国の職員に対しても貸与できるよう宿舎等貸与規程を改正し、21年5月から共同利用を開始した。</p> <p>なお、第3期中期計画において、「信用基金の保有する職員宿舎について、独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)等を踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ職員宿舎の廃止に関する計画を策定の上、中期目標期間中に、廃止する。」とした。</p> <p style="text-align: right;">(単位：戸)</p> <table border="1" data-bbox="547 712 1310 824"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用戸数</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>23</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>利用率</td> <td>67%</td> <td>70%</td> <td>77%</td> <td>70%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>うち、共同利用</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各年度とも4月1日現在の実績である。</p>	区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	利用戸数	20	21	23	21	22	利用率	67%	70%	77%	70%	73%	うち、共同利用	0	1	1	1	1	A	AAAAA
区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																						
利用戸数	20	21	23	21	22																						
利用率	67%	70%	77%	70%	73%																						
うち、共同利用	0	1	1	1	1																						

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第4 - 1 経費(業務経費及び一般管理費) 節減に係る取組</p> <p>【中期目標】 -</p> <p>【中期計画】 (略)</p>	<p>1 経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果及び勘定ごとの当期損失の状況に十分配慮するとともに、利益剰余金の発生要因等も踏まえて評価するものとする。</p> <p>【事業報告】 中期目標期間中の事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)、一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)当期損益及び利益剰余金は、次表のとおりとなっている。</p> <p>事業費については、19年度予算額137億27百万円に対し、中期目標期間の最終年度である24年度決算では 35.3%の88億85百万円となった。なお、東日本大震災による影響を除くと 43.1%の78億11百万円となった。</p> <p>一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、19年度予算額7億2百万円に対し、中期目標期間の最終年度である24年度決算では 41.4%の4億12百万円となった。なお、東日本大震災による影響を除くと 43.1%の4億円となった。</p> <p>中期目標期間中の当期損益は、法人全体で138億36百万円の利益となり、中期目標期間末の利益剰余金は、法人合計で161億39百万円となった。勘定別の状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業信用保険勘定では、畜産関係対策や中小企業等金融円滑化法等により保険金の支払額が減少したことから全ての年度において当期利益を計上し、中期目標期間合計で92億68百万円の黒字となった。この結果、前中期目標期間から繰り越した積立金27億34百万円と併せて、24年度末の利益剰余金は120億2百万円となった。</li> <li>・ 林業信用保証勘定では、新設住宅着工戸数の減少、資材価格高騰等による代位弁済の増加の他、21年度・22年度の緊急経済対策による緊急保証と23年度の東日本大震災の発生に伴う緊急保証の実施により保証残高が増加し、保証債務損失引当金の繰入が発生したため、22年度及び23年度は当期損失が生じ、23年度は繰越欠損金23億3百万円を計上するに至ったが、24年度は、緊急保証に係る保証残高の減少により保証債務損失引当金の戻入が発生したことを要因に19億37百万円の当期利益を計上し、繰越欠損金は3億66百万円まで縮小した。</li> <li>・ 漁業信用保険勘定では、20年度における燃油・資材の高騰等によるかつお・まぐろ漁業者、養殖業者の倒産・廃業による多額の保険金支払と、23年度の東日本大震災の津波被害による多額の保険金支払があったものの、政府の支援、支払備金・責任準備金の戻入等により、全ての年度において当期利益を計上し、中期目標期間合計で52億36百万円の黒字となった。この結果、前中期目標期間の繰越欠損金10億2百万円が解消され、24年度末の利益剰余金は42億34百万円となった。</li> <li>・ 農業災害補償関係勘定では、21年度に有価証券売却損、23年度に独法見直し基本方針に基づく19億76百万円の国庫納付による財務収益の減少等により、当期損失を計上し、中期目標期間合計では3億48百万円の赤字となった。一方、24年度末の利益剰余金は1億10百万円となった。</li> <li>・ 漁業災害補償関係勘定では、23年度の東日本大震災による漁業共済団体の共済金支払に対する多額の貸付けに対応するため、中期目標期間で最大の短期借入金72億40百万円を調達したこと等から、23年度・24年度とも当期純損失が発生し、前中期目標期間の繰越積立金を33百万円取り崩してこれに充てたため、中期目標期間合計では46百万円の黒字となった。一方、24年度末の利益剰余金は1億59百万円となった。</li> </ul> <p>林業信用保証勘定を除く各勘定について、中期目標期間中の各年度において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金は計上しなかったが、これは、信用保険業務において保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てる必要があること、災害補</p>	B	BBABA

償関係業務において災害時に農家・漁家への共済金の支払を確保するために必要な資金であることによるものである。

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合 計
事業費	16,878	10,431	9,798	14,155	8,885	
(削減率)	(23.0%)	(24.0%)	(28.6%)	(3.1%)	(35.3%)	
震災除く事業費				7,439	7,811	
(削減率)				(45.8%)	(43.1%)	
一般管理費	423	469	418	521	412	
(削減率)	(39.8%)	(33.3%)	(40.4%)	(25.8%)	(41.4%)	
震災除く一般管理費				401	400	
(削減率)				(42.9%)	(43.1%)	
当期損益	1,250	2,444	1,353	2,418	6,371	13,836
農業信用保険勘定	938	2,034	1,454	2,145	2,697	9,268
林業信用保証勘定	-	-	850	1,453	1,937	366
漁業信用保険勘定	270	866	631	1,757	1,711	5,236
農業災害補償関係勘定	19	477	116	31	25	348
漁業災害補償関係勘定	23	20	3	-	-	46
利益剰余金	6,879	8,747	9,359	9,782	16,139	
農業信用保険勘定	3,671	5,706	7,160	9,305	12,002	
林業信用保証勘定	1,317	741	850	2,303	366	
漁業信用保険勘定	731	135	765	2,523	4,234	
農業災害補償関係勘定	2,453	1,976	2,092	85	110	
漁業災害補償関係勘定	169	189	192	173	159	

注1：削減率は、19年度予算額に対する削減率。

注2：一般管理費には、人件費、公租公課を含まない。

第4 - 2  
法人運営における資金の配分状況

2 法人運営における資金の配分状況  
A：取り組みは十分であった  
B：取り組みはやや不十分であった  
C：取り組みは不十分であった

【事業報告】

中期目標期間中において、全勘定について運営費交付金の交付を受けていないことから、該当なし。

-

-----

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況				評価	20～24																																																																										
<p>第5 長期借入金の条件</p> <p>【中期目標】 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第17条第1項(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p> <p>【中期計画】 -</p>	<p>極力有利な条件での借入れ A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 林業寄託業務における長期借入金の借入金利については、一般競争入札を行ってきたが、23年度からは借入金額も入札の対象とした「コンベンショナル方式」を導入し、極力有利な条件での借入れを図った。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="555 555 1310 831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">借入日</th> <th rowspan="2">借入金額</th> <th rowspan="2">借入利率</th> <th colspan="2">(参考)</th> </tr> <tr> <th>国債利率</th> <th>長プラ利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">20年度</td> <td>上期</td> <td>20. 6. 18</td> <td>613</td> <td>1.343%</td> <td>1.190%</td> <td>2.45%</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>20.10.15</td> <td>2,878</td> <td>1.050%</td> <td>0.830%</td> <td>2.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">21年度</td> <td>上期</td> <td>21. 6. 18</td> <td>972</td> <td>0.990%</td> <td>0.667%</td> <td>2.10%</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>21.10.15</td> <td>1,954</td> <td>0.940%</td> <td>0.435%</td> <td>1.70%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">22年度</td> <td>上期</td> <td>22. 6. 18</td> <td>206</td> <td>0.629%</td> <td>0.274%</td> <td>1.60%</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>22.10.15</td> <td>393</td> <td>0.431%</td> <td>0.190%</td> <td>1.45%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">23年度</td> <td>上期</td> <td>23. 6. 8</td> <td>1,579</td> <td>0.340%</td> <td>0.332%</td> <td>1.55%</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>23.10.14</td> <td>2,468</td> <td>0.263%</td> <td>0.266%</td> <td>1.40%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">24年度</td> <td>上期</td> <td>借入なし</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>24.10.15</td> <td>1,483</td> <td>0.137%</td> <td>0.135%</td> <td>1.25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：国債利率は5年物、残存4年程度。 注2：23、24年度の借入利率は平均借入利率。</p>				区分		借入日	借入金額	借入利率	(参考)		国債利率	長プラ利率	20年度	上期	20. 6. 18	613	1.343%	1.190%	2.45%	下期	20.10.15	2,878	1.050%	0.830%	2.35%	21年度	上期	21. 6. 18	972	0.990%	0.667%	2.10%	下期	21.10.15	1,954	0.940%	0.435%	1.70%	22年度	上期	22. 6. 18	206	0.629%	0.274%	1.60%	下期	22.10.15	393	0.431%	0.190%	1.45%	23年度	上期	23. 6. 8	1,579	0.340%	0.332%	1.55%	下期	23.10.14	2,468	0.263%	0.266%	1.40%	24年度	上期	借入なし	-	-	-	-	下期	24.10.15	1,483	0.137%	0.135%	1.25%	A	AAAAA
区分		借入日	借入金額	借入利率						(参考)																																																																						
					国債利率	長プラ利率																																																																										
20年度	上期	20. 6. 18	613	1.343%	1.190%	2.45%																																																																										
	下期	20.10.15	2,878	1.050%	0.830%	2.35%																																																																										
21年度	上期	21. 6. 18	972	0.990%	0.667%	2.10%																																																																										
	下期	21.10.15	1,954	0.940%	0.435%	1.70%																																																																										
22年度	上期	22. 6. 18	206	0.629%	0.274%	1.60%																																																																										
	下期	22.10.15	393	0.431%	0.190%	1.45%																																																																										
23年度	上期	23. 6. 8	1,579	0.340%	0.332%	1.55%																																																																										
	下期	23.10.14	2,468	0.263%	0.266%	1.40%																																																																										
24年度	上期	借入なし	-	-	-	-																																																																										
	下期	24.10.15	1,483	0.137%	0.135%	1.25%																																																																										

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24																							
<p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>【中期目標】 -</p> <p>【中期計画】 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,230億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 (想定される理由) 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。</p>	<p>短期借入金の限度額 A：限度額の範囲であった C：限度額の範囲を超えた</p> <p>【事業報告】 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定においては、農業共済団体、漁業共済団体に対する貸付金の原資とするため、一時的に不足する資金について短期借入れを行ったが、この短期借入れは、次表のとおり中期計画に定める限度額の範囲内であった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="619 551 1286 743"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">借入金額</th> </tr> <tr> <th>農業災害補償関係勘定</th> <th>漁業災害補償関係勘定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>-</td> <td>415</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>3,500</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2,070</td> <td>7,240</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>240</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>今中期目標期間中限度額</td> <td>123,000</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	借入金額		農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定	20年度	-	415	21年度	-	-	22年度	3,500	-	23年度	2,070	7,240	24年度	240	-	今中期目標期間中限度額	123,000	11,000	A	A-AAA
区 分	借入金額																									
	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定																								
20年度	-	415																								
21年度	-	-																								
22年度	3,500	-																								
23年度	2,070	7,240																								
24年度	240	-																								
今中期目標期間中限度額	123,000	11,000																								

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第7 剰余金の使途</p> <p>【中期目標】 -</p> <p>【中期計画】 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、 ・金融業務に精通した人材の育成・研修 ・業務運営の効率化・合理化を図る観点からの情報システムの充実 ・コンプライアンス（法令等遵守）への取組の充実等の内部統制機能の強化 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上の使途に使用</p>	<p>中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果 A：得られた成果は十分であった B：得られた成果はやや不十分であった C：得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯等特筆すべき事項を併せて記載する。</p> <p>【事業報告】 各年度とも中期計画に定めた使途に充てることのできる目的積立金の積み立てを行わなかった。</p>	-	-----

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第8 - 1 人員に関する指標</p> <p>【中期目標】 -</p> <p>【中期計画】 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。 また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。 (参考1) 期初の常勤職員数 123名 期末の常勤職員数の見込み 113名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,664百万円。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>	<p>1 人員に関する指標 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>【事業報告】 人員については、下記により20年度期首123名から24年度期末113名に10名削減した。 ・ 20年7月に経理関係組織の見直しを行い、経理総括課、経理第一課及び経理第二課の3課を経理総括課及び経理業務課の2課に改組した。 ・ 23年10月に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合して、2室1部3課体制から1部2課制にした。 ・ 研修等による能力向上、日常業務における適性の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理に努めた。</p> <p>中期目標期間中の人件費総額は5,035百万円であり、中期目標期間中の人件費総額見込みの5,664百万円を下回った。</p>	A	AAAAA

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20~24
第8 - 2 人材の確保及び養成	2 人材の確保及び養成 【評価結果】 指標の総数：3 評価Sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価Aの指標数：3 × 2点 = 6点 評価Bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価Cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価Dの指標数：0 × 1点 = 0点 合計 6点 ( 6 / 6 = 100% )	A	
【中期目標】 - 【中期計画】 (3) 人材の確保及び養成に関する計画 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。	(1) 専門性を有する人材の確保 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった 【事業報告】 金融機関において資産査定等に精通し、また融資業務等の経験も有する者を外部から登用した。(中期目標期間 3名採用) 19年度より国家公務員に準じた再雇用制度を実施して、豊富なキャリアを持つ人材の活用を図っている。(中期目標期間 6名採用)	A	AAAAA
【中期目標】 - 【中期計画】 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用(交流)した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。	(2) 専門性の育成に配慮した人事管理 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった 【事業報告】 これらの人材については、その専門知識を生かした配置等を行っている。 また、研修の実施等による職員の能力向上、日常業務における適性を見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理に努めた。 (3) 研修制度の充実 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった 【事業報告】 研修の実効性の確保や今後の研修の充実に反映させる観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、研修内容が職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する内容かどうか検証を行い、毎年度の研修実施計画作成に役立てた。また、研修の実施に当たっては、内部講師等を活用し、費用節減に努めた。	A	AAAAA

区分	内容	対象
1 養成研修	階層別に必要な基礎知識の習得 採用者研修 ・業務、コンプライアンス等 一般職員研修 ・財務会計 ・経営分析手法 ・保険数理の基礎 ・業務システムの構築等 課長研修 ・管理職として必要な部下育成、業務改善、メンタル対応等	採用者、一般職員、課長級別に実施
2 能力開発研修	業務に必要な専門的知識の習得 ・独法実務担当者財務会計 ・給与等実務 ・損害保険会計基礎 ・内部監査等	研修の受講希望者を募集し、外部機関の研修を受講
3 法令遵守意識啓発研修	コンプライアンス 情報セキュリティ	全役職員(必須)

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第8 - 3 積立金の処分にに関する事項</p> <p>【中期目標】 -</p> <p>【中期計画】 (1) 各勘定（農業災害補償関係勘定を除く。）の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。</p> <p>(2) 農業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、独法見直し基本方針に基づき1,976百万円を平成23年度中の可能な限り早い時期に国庫納付するとともに、当該国庫納付する額を除いた額を農業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p>3 積立金の処分にに関する事項 A：適切に処理された C：適切に処理されなかった</p> <p>【事業報告】 農業信用保険勘定の前中期目標期間繰越積立金については、保険金の支払いに充当する計画であったが、畜産関係の緊急対策や中小企業等金融円滑化法の実施等により、支払期限の延長や借り換え等が実施され、今期においては保険事故が回避されたことから、次期計画期間に繰り越すこととなった（24年度末残高 27億34百万円）。</p> <p>林業信用保証勘定の前中期目標期間繰越積立金については、20年度に17億50百万円、21年度に5億76百万円、22年度に15億91百万円の当期純損失の補てんに充当したことから、22年度末において残高がゼロとなった。</p> <p>漁業信用保険勘定については、前中期目標期間において繰越欠損金を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金を保有していない。</p> <p>漁業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、23年度に19百万円、24年度に14百万円の当期純損失の補てんに充当した（24年度末残高 1億13百万円）。</p> <p>農業災害補償関係業務の前中期目標期間繰越積立金19億76百万円については、23年7月8日に国庫納付した。</p>	A	AAAAA

# 1. 予算及び決算

## (1) 収入

(単位：百万円)

科目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受入事業交付金	12,814	43,653	4,131	12,719	2,495	11,241	6,188	19,693	-	-	-	-
政府補給金受入	868	634	-	-	868	634	-	-	-	-	-	-
政府出資金	5,480	18,058	-	-	5,480	18,058	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	50	2	-	-	50	2	-	-	-	-	-	-
民間出資金	73	103	-	-	72	103	1	-	-	-	-	-
事業収入	752,582	376,429	220,231	165,230	50,828	40,473	128,798	109,194	267,220	21,515	85,504	40,017
受託事業収入	14	6	-	-	14	6	-	-	-	-	-	-
運用収入	9,027	8,595	3,613	3,201	1,853	1,890	3,055	2,922	501	563	5	19
借入金	350,582	26,011	-	-	18,537	12,546	-	-	253,840	5,810	78,205	7,655
その他の収入	58	300	46	57	12	18	0	224	-	0	0	0
合計	1,131,548	473,790	228,021	181,208	80,210	84,970	138,041	132,033	521,561	27,888	163,715	47,691

## (2) 支出

(単位：百万円)

科目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費	1,109,404	415,283	214,492	158,692	74,670	64,130	134,160	120,418	522,736	26,788	163,347	45,255
一般管理費	10,187	8,533	4,219	3,485	2,815	2,561	2,187	1,672	651	557	314	259
直接業務費	1,709	1,161	993	771	406	228	242	128	53	31	15	3
管理業務費	1,510	1,131	524	347	403	410	415	230	111	98	58	46
人件費	6,967	6,242	2,702	2,367	2,006	1,923	1,530	1,314	488	428	241	210
合計	1,119,591	423,816	218,711	162,177	77,485	66,690	136,347	122,090	523,387	27,345	163,661	45,513

## 2. 収支計画及び実績

### (1) 収益

(単位：百万円)

科	目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常収益	政府事業交付金収入	11,348	20,092	4,087	3,103	2,711	5,613	4,550	11,376	-	-	-	-
	政府補給金収入	868	634	-	-	868	634	-	-	-	-	-	-
	事業収入	47,436	46,667	35,132	33,964	2,388	2,583	9,282	9,788	114	60	519	273
	受託事業収入	14	6	-	-	14	6	-	-	-	-	-	-
	財務収益	9,103	8,474	3,635	3,144	1,881	1,881	3,082	2,894	499	535	5	19
	引当金等戻入	2,926	10,496	2,926	2,615	-	2,594	-	5,268	-	15	-	5
	雑益	54	111	42	57	12	18	0	36	-	0	0	0
	臨時利益	74	153	-	-	74	89	-	-	-	63	-	-
	償却債権取立益	74	89	-	-	74	89	-	-	-	-	-	-
	償却済債券回収益	-	63	-	-	-	-	-	-	-	63	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	113	3,100	-	-	-	-	-	-	-	71	-	42	
当期総損失	2,646	-	685	-	5,180	2,303	639	-	-	60	508	-	
合計	74,582	89,734	46,507	42,883	13,128	18,788	17,554	29,362	745	1,182	567	329	

### (2) 費用

(単位：百万円)

科	目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常費用	事業費	54,028	52,196	41,801	29,411	283	1,524	11,944	21,261	0	-	0	-
	一般管理費	10,158	8,476	4,045	3,365	2,940	2,565	2,144	1,758	655	509	374	279
	直接業務費	1,450	912	802	553	391	213	188	111	53	31	15	2
	管理業務費	1,408	1,089	445	332	396	394	404	225	106	94	56	44
	人件費	7,300	6,475	2,797	2,480	2,153	1,957	1,552	1,422	496	383	302	232
	減価償却費	302	249	201	177	41	29	46	29	12	11	3	3
	財務費用	1,098	1,483	2	395	868	921	0	165	71	1	157	1
	引当金等繰入	8,996	12,989	-	265	8,996	11,812	-	912	-	-	-	-
	雑損	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-
	臨時損失	-	504	-	2	-	2	-	0	-	501	-	0
固定資産除却損	-	4	-	2	-	2	-	0	-	1	-	0	
有価証券評価損	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期総利益	-	13,836	458	9,268	-	1,937	3,419	5,236	7	160	34	46	
合計	74,582	89,734	46,507	42,883	13,128	18,788	17,554	29,362	745	1,182	567	329	

### 3. 資金計画及び実績

#### (1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	775,093	430,355	227,856	181,247	56,031	55,140	137,998	131,859	267,698	22,072	85,510	40,036
投資活動による収入	359	84	202	5	27	△ 12	74	-	57	90	-	-
財務活動による収入	356,189	44,380	4	19	24,139	30,709	1	188	253,840	5,810	78,205	7,655
前年度からの繰越金	113,165	128,787	35,364	47,706	32,703	32,746	39,062	41,719	5,996	6,542	40	74
合 計	1,244,806	603,606	263,426	228,978	112,900	118,582	177,134	173,766	527,592	34,515	163,755	47,765

#### (2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	772,314	397,510	218,615	162,591	60,417	50,807	136,324	122,246	271,506	24,009	85,452	37,857
投資活動による支出	88	54	78	24	-	11	7	12	3	5	1	1
財務活動による支出	376,847	58,364	12,500	12,500	24,293	24,293	6,008	6,105	255,840	7,810	78,205	7,655
翌年度への繰越金	95,557	147,678	32,233	53,863	28,189	43,471	34,794	45,403	244	2,691	97	2,251
合 計	1,244,806	603,606	263,426	228,978	112,900	118,582	177,134	173,766	527,592	34,515	163,755	47,765

業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	11,275	19,959	4,087	3,009	2,638	5,574	4,550	11,376	-	-	-	-
政府補給金収入	868	634	-	-	868	634	-	-	-	-	-	-
事業収入	46,845	46,337	34,717	33,681	2,462	2,673	9,032	9,651	114	60	519	273
受託事業収入	14	6	-	-	14	6	-	-	-	-	-	-
引当金等戻入	2,926	10,476	2,926	2,615	-	2,594	-	5,267	-	-	-	-
合 計	61,928	77,412	41,730	39,305	5,982	11,480	13,582	26,295	114	60	519	273
事業費用	53,888	50,315	41,661	28,988	283	67	11,944	21,261	-	-	-	-
財務費用	1,080	637	-	-	868	634	-	-	55	1	157	1
引当金等繰入	8,996	13,431	-	549	8,996	11,970	-	912	-	-	-	-
合 計	63,964	64,383	41,661	29,537	10,146	12,671	11,944	22,173	55	1	157	1
収 支 差	△ 2,036	13,029	69	9,768	△ 4,164	△ 1,191	1,638	4,122	59	59	362	271